# 熊本市公報

# 第1416号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市総務局総務厚生課

発行日 毎月 15日・末日

### 目 次

条  例	
○熊本市手数料条例の一部を改正する条例(条例第77号)	1711
○熊本市税条例等の一部を改正する条例(条例第 78 号)	1713
○熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第79号)	1734
○熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(条例第 80 号)	1735
○熊本市保育園条例の一部を改正する条例(条例第 81 号)	1745
○熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第82号)	1746
○熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(条例第83号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1747
規則	
○熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則(規則第83号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1748
○熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則の一部	
を改正する規則(規則第 84 号)	1750
○熊本市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則(規則第 85 号)	1759
○熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(規則第 86 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1760
○熊本市食肉センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則(規則第87号)	1778
○熊本市食肉センター条例施行規則を廃止する規則(規則第88号)	1779
○熊本市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(規則第 89 号)	1780
○熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(規則第 90 号)	1795
○熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	
(規則第 91 号)	1798
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則(規則第92号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1800
○熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
(規則第 93 号)	1823
○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(規則第94号)	1824
告 示	
○放置自転車の移動及び保管(告示第 801 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1828
○放置原動機付自転車の移動及び保管(告示第 802 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1829
○障害者総合支援法による居宅介護及び重度訪問介護事業者の指定の廃止(告示第 803 号)	1829
○市道の認定(告示第 805 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1830
○市道の廃止(告示第 806 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1830

○市道の区域決定(告示第 807 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1831
○市道の供用開始(告示第 808 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1831
○放置自転車の売却等(告示第 810 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1832
○生活保護法等による指定介護機関の指定(告示第 811 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1832
○生活保護法等による指定介護機関の変更(告示第 812 号)	1834
○生活保護法等による指定介護機関の廃止(告示第 813 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1834
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物(告示第 814 号)	1834
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 816 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1835
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(告示第 817 号)	1835
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(告示第818号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1835
○放置自転車の移動及び保管(告示第 819 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1836
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 824 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1836
○市税督促状の公示送達(告示第 825 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1837
○市道の区域変更(告示第 826 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1837
○市道の供用開始(告示第 827 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1837
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関(精神医療機関)の指定(告示第 828 号)	1838
<u>公</u>	
○開発行為に関する工事の完了(公告第835号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1838
○開発行為に関する工事の完了(公告第836号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1838
○開発行為に関する工事の完了(公告第837号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1839
○熊本市職員(医師)採用選考試験の実施等(公告第 838 号)	1839
○大規模小売店舗立地法による届出の概要及び縦覧(公告第 839 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1839
○差押財産の公売及び見積価格(公告第 840 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1840
○特定非営利活動促進法による仮認定特定非営利活動法人の仮認定(公告第 843 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1842
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧(公告第 845 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1842
○開発行為に関する工事の完了(公告第846号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1843
○開発行為に関する工事の完了(公告第 847 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1843
○建築基準法による一団地建築物の認定の取消(公告第 848 号)	1843
○開発行為に関する工事の完了(公告第854号)	1844
中央区	
○住民票の職権消除(中央区告示第 22 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1844
○住民票の職権消除(中央区告示第 23 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1844
東区	
 ○住民票の職権消除(東区告示第 12 号)······	1844
上下水道局	
○排水設備指定工事店の異動(上下水道局告示第 80 号)	1844
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道の事業計画の変更(上下水道局公告第 54 号)	1845

(上下水道局公告第 55 号) ·································	184
教育委員会	
)熊本市就学援助規則(教委規則第 10 号)	184
)熊本市特別支援教育就学奨励費支給規則(教委規則第 11 号)	184
)熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(教委規則第 12 号)	184
人事委員会	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人委規則第 27 号)	184

# 条 例

条 例 第 77 号 平成27年12月17日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中第49号を第53号とし、第48号の次に次の4号を加える。

- (49) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づく採取計画の認可申請 1件につき 53,000円
- (50) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請 1件 につき 34,000円
- (51) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づく採取計画の 認可申請 1件につき 37,700円
- (52) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請 1件 につき 17,000円

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号又は第19号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して民間端末機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して行う場合における手数料は、1件につき250円とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定は、 平成28年3月1日から施行する。

条 例 第 78 号 平成27年12月17日

熊本市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第1条 熊本市税条例(昭和25年告示第89号)の一部を次のように改正する。 第7条の2から第10条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

- 第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第3項に規定する徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る金額をその期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。
- 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予 予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、 当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各 納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は 納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理 由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納 付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入 金額を変更することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、

その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限 又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶 予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

- 第7条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当 する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入する ことができない事情の詳細
  - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
  - (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
  - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付 又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は 分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの 納付金額又は納入金額を含む。)
  - (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
  - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに

同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない 事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2 号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納 入することができないやむを得ない理由
  - (2) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる 書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。 (職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)
- 第7条の4 第7条の2第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替え で準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について 準用する。
- 2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、 又は納入させる場合について準用する。

(職権による換価の猶予の手続)

第7条の5 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、

次に掲げる書類とする。

- (1) 第7条の3第2項第2号に掲げる書類
- (2) 当該猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以 後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 当該猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (4) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類 (申請による換価の猶予の要件等)
- 第8条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。
- 2 第7条の2第1項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 3 第7条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、 又は納入させる場合について準用する。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

- 第8条の2 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 当該申請による換価の猶予(法第15条の5第1項に規定する申請による換価の猶予をいう。以下この条において同じ。)に係る徴収金を一時に納付し、 又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細
  - (2) 納付又は納入が困難である金額
  - (3) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
  - (4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
  - (5) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各

納入期限ごとの納付金額又は納入金額

- (6) 第7条の3第1項第2号に掲げる事項
- 2 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第7条 の5各号に掲げる書類とする。
- 3 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた ないやむを得ない理由
  - (2) 当該申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間
  - (3) 第1項第4号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する 条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第8条の3 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第8条の4から第10条まで 削除

第13条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」 に改める。

第18条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第 14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以 下「令」という。)」を「令」に改める。

第25条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものと する。

第28条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加える。

第28条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」 に改める。 第32条の7第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に 改める。

第32条の9第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」 に改める。

第40条の2中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第40条の3及び第40条の5中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第42条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第42条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称 及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所 及び氏名又は名称)」に改める。

第50条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第53条第1項第1号及び第53条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第114条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第131条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。 附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29 年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

- 第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第27条の5の2第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条の2第4項の規定による申告書の提出(第28条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。
- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の5の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2 とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

	5,000円	1,300円
--	--------	--------

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソ リンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する 第64条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成 28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

# 第16条の2 削除

(熊本市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中熊本市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項 第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第 1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第 1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初 めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び 第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、 同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第64条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中熊本市税条例第25条の2第2項、第28条の2第8項、第28条の3の3第4項、第42条第1項第1号、第42条の2第1項第1号及び第2項第1号、第53条第1項第1号、第53条の2第1項第1号並びに第131条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに附則第3条第2項及び第7項、第4条第2項

並びに第7条の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中熊本市税条例第7条の2から第10条まで、第13条、第18条第2項及び第3項並びに第40条の2の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第6項及び第6条の規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の熊本市税条例(以下「新条例」という。)第7条の2、第7条の3及び第8条の3(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 2 新条例第7条の4、第7条の5及び第8条の3(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条から第8条の3まで(28年新法第15条の6第1項の規定による 換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以 後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第25条の2第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税 について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例に

よる。

- 3 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日 以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 4 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第18条第2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後 に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の 法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同 日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第28条の2第8項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日 以後に行われる新条例第28条の2第8項の規定による申告について適用し、同日 前に行われるこの条例による改正前の熊本市税条例(以下「旧条例」という。)第 28条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固 定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第42条第1項第1号、第42条の2第1項第1号及び第2項第1号、第53条第1項第1号並びに第53条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第42条第1項並びに第42条の2第1項及び第2項に規定する申出書又は新条例第53条第1項及び第53条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出

した旧条例第42条第1項並びに第42条の2第1項及び第2項に規定する申出書 又は旧条例第53条第1項及び第53条の2第1項並びに附則第10条の3各項に 規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される 平成27年改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の8第4項に 規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年 度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同 条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市た ばこ税の税率は、新条例第77条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とす る。
  - (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
  - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3, 355円
  - (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円
- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第80条第1項から第4項までの規 定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第80条第1項	施行規則第34号の2	地方税法施行規則の一部を改
	様式	正する省令(平成27年総務
		省令第38号)第1条の規定
		による改正前の地方税法施行
		規則(以下この節において「平
		成27年改正前の地方税
		法施行規則」という。)第 4
		8号の5様式
第80条第2項	施行規則第34号の2	平成27年改正前の地方税法
	の2様式	施行規則第48号の6様式
第80条第3項	施行規則第34号の2	平成27年改正前の地方税法
	の6様式	施行規則第48号の9様式
第80条第4項	施行規則第34号の2	平成27年改正前の地方税法
	様式又は第34号の2	施行規則第48号の5様式又
	の2様式	は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第74条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率

は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改 正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出 しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申 告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」 という。) 第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもの のほか、新条例第14条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

竺 1 4 夕	<b>英00夕英1百芸</b> 1 ノは英	<b>能士士码及周栋</b> 页 如去
第14条	第80条第1項若しくは第	熊本市税条例等の一部を
	2項	改正する条例(平成27
		年条例第78号。以下こ
		の条及び第2章第4節に
		おいて「平成27年改正
		条例」という。)附則第
		6条第6項
第14条第2号	第80条第1項若しくは第	平成27年改正条例附則
	2項	第6条第5項
第14条第3号	第32条の7第1項の申告	平成27年改正条例附則
	書(法第321条の8第	第6条第6項の納期限
	22項及び第23項の申告	
	書を除く。)、第80条第	
	1項若しくは第2項の申告	
	書、第114条第1項の申	
	告書又は第140条第1項	
	の申告書でその提出期限	
第80条第4項	施行規則第34号の2様式	平成27年改正法附則第

	又は第34号の2の2様式	20条第4項の規定
第80条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則
		第6条第6項
第82条の2	第80条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則
		第6条第5項
	当該各項	同項
第83条第2項	第80条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則
		第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第81条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第80条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第 2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売の ため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が 所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該 紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみ なして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売 販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合 には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市 の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持され るものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税 を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみな

される紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につ き430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合に ついて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項に
	門則第20末第4項	
		おいて準用する同条第4
		項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	前3項	同項並びに第10項にお
		いて準用する第5項及び
		第6項
第7項の表第14条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項にお
		いて準用する同条第6項
第7項の表第14条第2	附則第6条第5項	附則第6条第10項にお
号の項		いて準用する同条第5項
第7項の表第14条第3	附則第6条第6項	附則第6条第10項にお
号の項		いて準用する同条第6項
第7項の表第80条第4	附則第20条第4項	附則第20条第10項に
項の項		おいて準用する同条第4
		項
第7項の表第80条第5	附則第6条第6項	附則第6条第10項にお
項の項		いて準用する同条第6項
第7項の表第82条の2	附則第6条第5項	附則第6条第10項にお
の項		いて準用する同条第5項
第7項の表第83条第2	附則第6条第6項	附則第6条第10項にお

項の項		いて準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。
- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項に
		おいて準用する同条第4
		項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	前3項	同項並びに第12項にお
		いて準用する第5項及び
		第6項

附則第6条第6項	附則第6条第12項にお
	いて準用する同条第6項
附則第6条第5項	附則第6条第12項にお
	いて準用する同条第5項
附則第6条第6項	附則第6条第12項にお
	いて準用する同条第6項
附則第20条第4項	附則第20条第12項に
	おいて準用する同条第4
	項
附則第6条第6項	附則第6条第12項にお
	いて準用する同条第6項
附則第6条第5項	附則第6条第12項にお
	いて準用する同条第5項
附則第6条第6項	いて準用する同条第5項 附則第6条第12項にお
附則第6条第6項	
	附則第6条第5項 附則第6条第6項 附則第20条第4項 附則第6条第6項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。
- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合に

ついて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項に
		おいて準用する同条第4
		項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	前3項	同項並びに第14項にお
		いて準用する第5項及び
		第6項
第7項の表第14条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項にお
		いて準用する同条第6項
第7項の表第14条第2	附則第6条第5項	附則第6条第14項にお
号の項		いて準用する同条第5項
第7項の表第14条第3	附則第6条第6項	附則第6条第14項にお
号の項		いて準用する同条第6項
第7項の表第80条第4	附則第20条第4項	附則第20条第14項に
項の項		おいて準用する同条第4
		項
第7項の表第80条第5	附則第6条第6項	附則第6条第14項にお
項の項		いて準用する同条第6項
第7項の表第82条の2	附則第6条第5項	附則第6条第14項にお
の項		いて準用する同条第5項
第7項の表第83条第2	附則第6条第6項	附則第6条第14項にお
項の項		いて準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第131条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後
に行われる新条例第131条の規定による申告について適用し、同日前に行われた
旧条例第131条の規定による申告については、なお従前の例による。

条 例 第 79 号 平成27年12月17日

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和39年条例第48号)の一 部を次のように改正する。

別表中熊本市中央消防署の部北区の項を削り、熊本市南消防署の部の次に次のよう に加える。

熊本市	熊本市	北区	全域
北消防	北区四		
署	方寄町		
	5 1 4		
	番地1		

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 第 80 号 平成27年12月17日

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第39号)の一部を次のよう に改正する。

附則第6条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金 たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように 改める。

1 傷病補償	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)	0.73
年金 (第	による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元	
18条の2	化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改	
に規定する	正する法律(平成24年法律第63号。以下こ	
公務上の災	の表及び次項の表において「平成24年一元化	
害に係るも	法」という。) 附則第41条第1項の規定による	
のを除く。)	障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則	
	第65条第1項の規定による障害共済年金(以	
	下「障害厚生年金等」という。) 及び国民年金法	
	(昭和34年法律第141号)による障害基礎	
	年金(同法第30条の4の規定による障害基礎	
	年金を除く。以下この表、次項の表及び	
	第5項の表において「障害基礎年金」という。)	
2 傷病補償	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1

年金(第	<del>इ</del>	級又は第2級
18条の	2	の傷病等級に
に規定する		該当する障害
公務上の多	ξ.	に係る傷病補
害に係る。		償年金にあっ
のに限る。)		ては、0.81)
3 障害補信	賞 障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
年金(第	等	
18条の	2	
に規定する		
公務上の多	<b>\{</b>	
害に係る。		
のを除く。)		
4 障害補信	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1
年金(多		級又は第2級
18条の		の障害等級に
に規定する		該当する障害
公務上の	3	に係る障害補
害に係る。		償年金にあっ
のに限る。)		ては、0.81)
5 遺族補信	算 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成	0.80
年金 ( )	第 24年一元化法附則第41条第1項の規定によ	
18条の	2 る遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附	
に規定する	5 則第65条第1項の規定による遺族共済年金	
公務上の	(以下この表及び次項の表において「遺族厚生	
害に係る。	年金等」という。)及び国民年金法による遺族基	
のを除く。)	礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律	
	(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等	
	改正法」という。) 附則第28条第1項の規定に	

	よる遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項	
	の表において「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
年金 (第		
18条の2		
に規定する		
公務上の災		
害に係るも		
のに限る。)		

附則第6条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から 当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改め る。

1 傷病補償	1 障害厚生年金等	0.86
年金(第	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となっ	0.88
18条の2	た障害について平成24年一元化法附則第	
に規定する	37条第1項に規定する給付のうち障害共済	
公務上の災	年金、平成24年一元化法附則第61条第1	
害に係るも	項に規定する給付のうち障害共済年金、平成	
のを除く。)	24年一元化法附則第79条に規定する給付	
	のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及	
	び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図	
	るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃	
	止する等の法律(平成13年法律第101号)	
	附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共	
	済法(以下この表において「旧農林共済法」	
	という。) による障害共済年金 (以下この表及	
	び第5項の表において「平成24年一元化	
	法改正前国共済法等による障害共済年金」と	
	いう。) が支給される場合を除く。)	

2 傷病補償	1 障害厚生年金等	0.91(第1
年金(第		級又は第2級
18条の2		の傷病等級に
に規定する		該当する障害
公務上の災		に係る傷病補
害に係るも		償年金にあっ
のに限る。)		ては、0.90)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となっ	0.92(第1
	た障害について平成24年一元化法改正前国	級の傷病等級
	共済法等による障害共済年金が支給される場	に該当する障
	合を除く。)	害に係る傷病
		補償年金に
		あっては、
		0. 91)
3 障害補償	1 障害厚生年金等	0.83
年金 (第	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となっ	0.88
18条の2	た障害について平成24年一元化法改正前国	
に規定する	共済法等による障害共済年金が支給される場	
公務上の災	合を除く。)	
害に係るも		
のを除く。)		
4 障害補償	1 障害厚生年金等	0.89(第1
年金(第		級又は第2級
18条の2		の障害等級に
に規定する		該当する障害
公務上の災		に係る障害補
害に係るも		償年金にあっ
のに限る。)		ては、0.88)

	た障害について平成24年一元化法改正前国	級の障害等級
	共済法等による障害共済年金が支給される場	に該当する障
	合を除く。)	害に係る障害
		補償年金に
		あっては、
		0.91)
5 遺族補償	1 遺族厚生年金等	0.84
年金(第	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となっ	0.88
18条の2	た死亡について平成24年一元化法附則第	
に規定する	37条第1項に規定する給付のうち遺族共済	
公務上の災	年金、平成24年一元化法附則第61条第1	
害に係るも	項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成	
のを除く。)	24年一元化法附則第79条に規定する給付	
	のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による	
	遺族共済年金(以下この表において「平成	
	24年一元化法改正前国共済法等による遺族	
	共済年金」という。) が支給される場合を除	
	く。)又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償	1 遺族厚生年金等	0.89
年金(第	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となっ	0.92
18条の2	た死亡について平成24年一元化法改正前国	
に規定する	共済法等による遺族共済年金が支給される場	
公務上の災	合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
害に係るも		
のに限る。)		

附則第6条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる 給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該 年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように 改める。

1 傷病補償	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規	0.75
年金(第	定する年金たる保険給付のうち障害年金(以	
18条の2	下この表及び第6項の表において「旧船員保	
に規定する	険法による障害年金」という。)	
公務上の災	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規	0.75
害に係るも	定する年金たる保険給付のうち障害年金(以	
のを除く。)	下この表及び第6項の表において「旧厚生年	
	金保険法による障害年金」という。)	
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規	0.89
	定する年金たる給付のうち障害年金(以下こ	
	の表及び第6項の表において「旧国民年金法	
	による障害年金」という。)	
2 傷病補償	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1
年金 (第		級の傷病等級
18条の2		に該当する障
に規定する		害に係る傷病
公務上の災		補償年金に
害に係るも		あっては、
のに限る。)		0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1
		級の傷病等級
		に該当する障
		害に係る傷病
		補償年金に
		あっては、
		0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1
		級又は第2級
I		!

			の傷病等級に
			該当する障害
			に係る傷病補
			償年金にあっ
			ては、0.92)
3 障害補償	1	旧船員保険法による障害年金	0.74
年金 (第	2	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
18条の2	3	旧国民年金法による障害年金	0.89
に規定する			
公務上の災			
害に係るも			
のを除く。)			
4 障害補償	1	旧船員保険法による障害年金	0.83(第1
年金(第			級の障害等級
18条の2			に該当する障
に規定する			害に係る障
公務上の災			害補償年金
害に係るも			にあっては
のに限る。)			0.81、第2
			級の障害等級
			に該当する障
			害に係る障
			害補償年金
			にあっては
			0.82)
	2	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1
			級の障害等級
			に該当する障
			害に係る障

		にあっては
		0.81、第2
		級の障害等級
		に該当する障
		害に係る障
		害補償年金
		にあっては
		0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1
		級又は第2級
		の障害等級に
		該当する障害
		に係る障害補
		償年金にあっ
		ては、0.92)
5 遺族補償	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規	0.80
年 金 (第	定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
18条の2	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規	0.80
に規定する	定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
公務上の災	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規	0.90
害に係るも	定する年金たる給付のうち母子年金、準母子	
のを除く。)	年金、遺児年金又は寡婦年金	
6 遺族補償	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規	0.87
年金 (第	定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
18条の2	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規	0.87
に規定する	定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
公務上の災	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規	0.93
害に係るも	定する年金たる給付のうち母子年金、準母子	
I		l l

のに限る。) 年金、遺児年金又は寡婦年金

附則第6条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各 号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる 法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかか わらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年 金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業 補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当 該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障	0.	8 6
害基礎年金が支給される場合を除く。)		
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害	0.	8 8
厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障		
害共済年金が支給される場合を除く。)		

附則第6条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

# 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。) 附則第6条の規定は、平成27年10月1日(以下「適用日」という。) 以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」と

いう。)附則第6条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間
に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及
び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

条 例 第 81 号 平成27年12月17日

熊本市保育園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市保育園条例の一部を改正する条例

熊本市保育園条例(昭和39年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表黒髪乳児保育園の項を削る。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 第 82 号

平成27年12月17日

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布 する。

熊本市長 大西一史

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成23年条例第86号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号を次のように改める。

(2) 独立行政法人労働者健康安全機構

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 第 83 号 平成27年12月17日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

|--|

別表第3に次のように加える。

熊本市西熊本駅自転	1月1日から	午前0時から	供用時間中	供用時間中
車駐車場	12月31日	午後12時ま		
	まで	で		

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規則

規 則 第 83 号 平成27年12月16日

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則(平成8年規則第6号)の一部 を次のように改正する。

別表備考第8項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改める。 様式第1号中

 12 男女
 生年月日
 3 4
 年月日
 年齢
 歳

 本人との続柄(\*\*)
 本人の(\*\*)
 電話番号

 職業
 業

╛

Γ 3 1 2 男女 年齢 生年月日 年 月 日 歳 4 個人番号 本人の 本人との 電話番号 続 職 個人番号 業

に改める。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別表備考第8項の改正規 定は、公布の日から施行する。

規 則 第 84 号 平成27年12月17日

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務 取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金 事務取扱規則の一部を改正する規則

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務 取扱規則(平成20年規則第52号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

平	Z成 28	年1月1	15 日			熊本	7 7	ち ク	公 報			第 141	6 号
様式質	第2号(	第3条関	係)										
	支担	爰給付	台帳						廃却別	年 月 日	生住	合付種別 : 介 医	摘 要
				準日:			支援					介医	
	開始年	月日 :	作	成日:			支援給付歴	-				介 医 介 医	
					訪問	T	性	-			_	介医	
被支	援者 NO.		地区		類型							介医	
7	リカ゛ナ				居住地	也又は		-			-		
世帯	· 主氏名				現在	:地							
冝	1 話				本	籍							
F-2	<b>化</b> 禾 昌				্বাই	±1.				居任	主の		
E	生委員				電	古古	L,			始	期		
被	番号	フリ 氏	ガナ 名	続柄	性別	生年月	В	最終 学歴	心身の 状 沙		職業	備	考
支													
援													
家													
族							_						
同													
居													
家							3) (						
族													
の状													
況							_						
住居の	種別	家賃又は	:地代 🦠	家(地)主	規模構造	造 畳数	数別室	数	衛生 状態	水道設備	便所	風呂設備	備考
状況													
	ž	受給 (加入)	者	種別	記号	- 番 号	-:	開始	年月日		備	考	1
他													
法													
他													
施													
策													
特記事項													
項													
	種 類	借	入 先	金	額		種	重 類	į	契約 者	被保	険者	受取人
負													
債						保険							
0													
状						保険加入の状況							
況						1/1							

※ 個人番号は、被支援者にあっては特記事項欄に、被支援家族にあっては備考欄に記載すること。

63条指導指示状況		種類		指導指示年	月日	適用	年月日	3	返還決	定額		備	考
2	所有種別	日品の 状況 区分 田 畑	面積	F	· 価 額	固)	定資産税	名義	<b>长人</b>	所 在 均	也 番	活用状況	処分(可否
資産の状況	地	宅 地 山 林 原 野 住 家											
	家屋そ	の他区分	自作		小	作				fr kei	*1-		o± In:
耕作状況	種別		面積	面積	小作料		地主氏名	農機具家		重類	数	堂	時価
扶	氏	名	住	所	電話	番号	被支援 者との 続 柄	查 生年月	日 世代人員	職業	月収	扶養能力 の有無及 び程度	調年月
養						2							
義務													
者													
Ø													
状													
況													

## 様式第13号中

Γ

	1	1	
氏名	続柄		
	中国残留邦人等		
	本人		
	配偶者		
	日山村相		
		を	
	1	I	<u> </u>

氏名 個人番号 続柄 中国残留邦 人等本人 配偶者

に改める。

## 様式第22号中

- 「(2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることが できなくなります。)。
  - (3) 上記 (2) の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
  - (4)支援給付金を受け取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですので忘れないように持参してください。」

「(2) 支援給付金を受け取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですので忘れないように持参してください。

(教示)

に改める。

## 様式第23号中

- 「(1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決 定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定が あった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなく なります。)。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴え を提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過 すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次 の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ない でこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の 翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又 は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

「 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(教示)

J

に改める。

## 様式第24号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った 日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過 すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「(教示)

1

に改める。

様式第25号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日 から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定が あった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなり ます。)。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「(教示)

に改める。

様式第26号中

「(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「(教示)

に改める。

様式第27号中

「(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決 定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定が あった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなく なります。)。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴え を提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過 すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次 の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ない でこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の 翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又 は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

「(教示)

に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

規 則 第 85 号 平成27年12月17日

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年規則第46号)の一部を次のよ うに改正する。

様式第1号中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加える。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

規 則 第 86 号 平成27年12月21日

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法施行細則(平成22年規則第74号)の一部を次のように改正する。

様式第12号中

Γ

	( )					
		年	月	日		

を

Γ

( )	年	,	月	田					
個人番号				_			_		

に、

- 「1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
  - 2 この申込書は、保護者が次の点に注意して記入の上、児童相談所に提出してください。
    - (1) 児童自立生活援助の実施を希望する理由の欄には、その具体的な状況を記入してください。
    - (2) 援助の実施を希望する期間の欄には、児童自立生活援助の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。なお、児童自立

生活援助の実施の期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

- (3) 備考の欄には、健康状況等児童自立生活援助の実施について参考となる事項を記入してください。
- 3 申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類(希望者本人の本年度における市町村民税及び前年における所得税に関する課税証明書)を添付してください。

を

- 「この申込書は、次の点に注意して記入の上、児童相談所に提出してください。
- (1) 児童自立生活援助の実施を希望する理由の欄には、その具体的な状況を記入してください。
- (2) 援助の実施を希望する期間の欄には、児童自立生活援助の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。なお、児童自立生活援助の実施の期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知ください。
- (3) 備考の欄には、健康状況等児童自立生活援助の実施について参考となる事項を記入してください。

に改める。

様式第13号中

Γ

氏名		年月	—— 目	日生			
(夫)				歳	<b>_</b>	職業	
氏名		年 丿	Ħ	日生	夫	履歴	
(妻)				歳		根 座	
住所	₸				<b>-</b>	職業	
交通 目標		電話番号	(	_ (	妻	履歴	

Γ

氏名			年	月	日生	4	職業		
(夫)					歳	夫			
	個人番号	ĺ	_	-			履歴		
氏名			年	月	日生		職業		
(妻)					歳	妻			
	個人番号		_	-			履歴		
住所	₸								
交通			電話番号		(	)			
目標			电前留万		(	)		_	

に、

Γ

氏名	年齢(性別) 生年月日	職業	続柄	健康 状態

Γ

氏名	年齢(性別) 生年月日	職業	続柄	健康 状態
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_

に、

- 「2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
  - 3 ※印は、児童相談所が記入します。
  - 4 その他希望事項の欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入してください。
  - 5 申請理由の欄には、例えば、
    - (ア) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
    - (イ) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
    - (ウ) 自分に子どもがいないから。 等のようにできるだけありのままに記入してください。
  - 6 職業の欄には、職業名を記入してください。
  - 7 履歴の欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること。)及びその後の主な 職歴を記入してください。
- 8 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してく ださい。
- 9 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
  - (ア) 極めて良い
  - (1) やや良い
  - (ウ) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。

- 10 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年位と記入してください。 また、短期限定で委託を受ける場合には、その旨を記入してください。
- 11 養育の方針の欄には、例えば、
  - (ア) 学校教育はどの程度進ませたい。
  - (4) 養育した上で養子にしたい。
  - (ウ) 将来家業の手伝いをさせたい。
  - (エ) 将来児童の職業をどのようにしたい。
  - (オ) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

12 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出てください。」

- 「2 ※印は、児童相談所が記入します。
- 3 その他希望事項の欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入してください。
- 4 申請理由の欄には、例えば、
  - (1) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
  - (2) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
  - (3) 自分に子どもがいないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

- 5 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 6 履歴の欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること。)及びその後の主な 職歴を記入してください。
- 7 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してく ださい。
- 8 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
  - (1) 極めて良い
  - (2) やや良い
  - (3) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてく ださい。

- 9 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年くらいと記入してくださ い。また、短期限定で委託を受ける場合には、その旨を記入してください。
- 10 養育の方針の欄には、例えば、
  - (1) 学校教育はどの程度進ませたい。
  - (2) 養育した上で養子にしたい。
  - (3) 将来家業の手伝いをさせたい。
  - (4) 将来児童の職業をどのようにしたい。
  - (5) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

11 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出てください。」 に改める。

様式第14号中

Γ 氏名 年 月 日生 職業 (夫) 歳 夫 氏名 年 月 日生 履歴 (妻) 歳  $\mp$ 住所 職業 妻 交通 ) 電話番号 履歴 目標 を Γ 年 月 日生 職業 氏名 歳 夫 (夫) 履歴 個人番号 職業 年 月 日生 氏名 歳 妻 (妻) 履歴 個人番号 住所 交通 電話番号 ) ( 目標  $\rfloor$ に、 Γ 年齢(性別) 健康 氏名 職業 続柄 状態 生年月日

を

Γ

氏名	年齢(性別)	形: <del>火:</del>	続柄	健康
	生年月日	職業		状態
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_

に、

- 「2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
  - 3 ※印は、児童相談所が記入します。
  - 4 その他希望事項の欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入してください。
  - 5 申請理由の欄には、例えば、
    - (ア) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
    - (イ) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
    - (ウ) 自分に子どもがいないから。 等のようにできるだけありのままに記入してください。
  - 6 職業の欄には、職業名を記入してください。
  - 7 履歴の欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること。)及びその後の主な 職歴を記入してください。
- 8 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してく ださい。
- 9 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
  - (ア) 極めて良い
  - (1) やや良い
  - (ウ) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。

- 10 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年位と記入してください。
- 11 養育の方針の欄には、例えば、
  - (ア) 学校教育はどの程度進ませたい。
  - (4) 養育した上で養子にしたい。
  - (ウ) 将来家業の手伝いをさせたい。
  - (エ) 将来児童の職業をどのようにしたい。
  - (オ) その他具体的な養育の方針 等を記入してください。
- 12 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出てください。」

- 「2 ※印は、児童相談所が記入します。
- 3 その他希望事項の欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入してください。
- 4 申請理由の欄には、例えば、
  - (1) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
  - (2) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
  - (3) 自分に子どもがいないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

- 5 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 6 履歴の欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること。)及びその後の主な 職歴を記入してください。
- 7 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してく ださい。
- 8 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
  - (1) 極めて良い
  - (2) やや良い
  - (3) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてく ださい。

- 9 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年くらいと記入してくださ V
- 10 養育の方針の欄には、例えば、
  - (1) 学校教育はどの程度進ませたい。
  - (2) 養育した上で養子にしたい。
  - (3) 将来家業の手伝いをさせたい。
  - (4) 将来児童の職業をどのようにしたい。
  - (5) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

11 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出てください。」 に改める。

様式第15号中

平成 28 年 1 月 15 日 熊本市公報 第 1416 号 Γ 氏名 年 月 日生 職業 (夫) 歳 夫 氏名 年 月 日生 履歴 (妻) 歳  $\mp$ 住所 職業 妻 交通 ) 電話番号 履歴 目標 を Γ 年 月 日生 職業 氏名 夫 歳 (夫) 履歴 個人番号 職業 年 月 日生 氏名 歳 妻 (妻) 履歴 個人番号 ₹ 住所 交通 ) 電話番号 ( 目標  $\rfloor$ に、 Γ 年齢(性別) 健康 氏名 続柄 職業 生年月日 状態

Γ

氏名	年齢(性別) 生年月日	職業	続柄	健康 状態
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_

に、

- 「2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 3 ※印は、児童相談所が記入します。
- 4 申請理由の欄には、例えば、
  - (ア) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
  - (イ) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
  - (ウ) 自分に子どもがいないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

- 5 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 6 履歴の欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること。)及びその後の主な 職歴を記入してください。
- 7 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してく ださい。
- 8 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
  - (ア) 極めて良い
  - (1) やや良い
  - (ウ) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えて ください。

- 9 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年位と記入してください。
- 10 養育の方針の欄には、例えば、
  - (ア) 学校教育はどの程度進ませたい。
  - (4) 養育した上で養子にしたい。
  - (ウ) 将来家業の手伝いをさせたい。
  - (エ) 将来児童の職業をどのようにしたい。
  - (オ) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

11 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出てください。」

な

- 「2 ※印は、児童相談所が記入します。
  - 3 申請理由の欄には、例えば、
    - (1) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
    - (2) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
    - (3) 自分に子どもがいないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

- 4 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 5 履歴の欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること。)及びその後の主な 職歴を記入してください。
- 6 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してく ださい。
- 7 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
  - (1) 極めて良い
  - (2) やや良い
  - (3) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてく ださい。

- 8 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年くらいと記入してくださ V
- 9 養育の方針の欄には、例えば、
  - (1) 学校教育はどの程度進ませたい。
  - (2) 養育した上で養子にしたい。
  - (3) 将来家業の手伝いをさせたい。
  - (4) 将来児童の職業をどのようにしたい。
  - (5) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

10 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出てください。」 に改める。

様式第16号中

氏名				年 月	日生	職業		
	₸				歳	,,,,,,		
住所	1			( )		履歴		
交通 目標			電話番号	( )				
		·						
			を	-				
						ı ı		
IT A				年 月	日生	職業		
氏名	/田   巫	=			歳	履歴		
A-=r	個人番号	ヺ	_	_				
住所								
交通 目標			電話番号	(	)	_	-	
E	<del>〔</del> 名	年齢(性別)	職業	続柄	健康			
E	氏名	年齢(性別) 生年月日	職業	続柄	健康 状態			
E	长名		職業	続柄				
E	氏名		職業	続柄				
E	氏名		職業	続柄				
E	<b>氏名</b>		職業	続柄				
E	5名	生年月日	職業	続柄				
E	氏名		職業	続柄				
E	氏名	生年月日	職業	続柄				

Γ

氏名	年齢(性別) 生年月日	職業	続柄	健康 状態
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_
		(個人番号)	_	_

に、

- 「2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 3 ※印は、児童相談所が記入します。
- 4 申請理由の欄には、例えば、
  - (ア) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
  - (イ) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
  - (ウ) 自分に子どもがいないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

- 5 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 6 履歴の欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること。)及びその後の主な 職歴を記入してください。
- 7 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してく ださい。
- 8 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
  - (ア) 極めて良い
  - (4) やや良い
  - (ウ) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。

- 9 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年位と記入してください。
- 10 養育の方針の欄には、例えば、
  - (ア) 学校教育はどの程度進ませたい。
  - (4) 養育した上で養子にしたい。
  - (ウ) 将来家業の手伝いをさせたい。
  - (エ) 将来児童の職業をどのようにしたい。
  - (オ) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

11 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出てください。」

な

- 「2 ※印は、児童相談所が記入します。
  - 3 申請理由の欄には、例えば、
    - (1) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
    - (2) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
    - (3) 自分に子どもがいないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

- 4 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 5 履歴の欄には、最終学校名(卒業、修業の別をはっきりさせること。)及びその後の主な 職歴を記入してください。
- 6 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してく ださい。
- 7 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
  - (1) 極めて良い
  - (2) やや良い
  - (3) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてく ださい。

- 8 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年くらいと記入してくださ V,
- 9 養育の方針の欄には、例えば、
  - (1) 学校教育はどの程度進ませたい。
  - (2) 養育した上で養子にしたい。
  - (3) 将来家業の手伝いをさせたい。
  - (4) 将来児童の職業をどのようにしたい。
  - (5) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

10 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出てください。」 に改める。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

規 則 第 87 号 平成27年12月28日

熊本市食肉センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市食肉センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

熊本市食肉センター条例を廃止する条例(平成25年条例第25号)の施行期日は、 平成28年2月1日とする。

規 則 第 88 号 平成27年12月28日

熊本市食肉センター条例施行規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市食肉センター条例施行規則を廃止する規則

熊本市食肉センター条例施行規則(昭和39年規則第57号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

規 則 第 89 号 平成27年12月28日

熊本市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人情報保護条例施行規則(平成14年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報(特定個人情報を除く。以下この号において同じ。)の経常的な目的 外利用(個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を利用すること をいう。)及び個人情報の経常的な外部提供に関すること。

第4条第1項第4号中「再委託」を「実施機関の許諾を受けない再委託」に改める。

第5条中「様式第1号)」の次に「又は特定個人情報開示請求書(様式第1号の2)」を加え、同条第2号中「の別」の次に「(特定個人情報にあっては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別)」を加え、同条第3号中「法定代理人」の次に「又は任意代理人」を加え、「続柄」を「関係」に改める。

第6条第1項中「第19条第3項」を「条例第19条第3項」に改め、同条第2項中「法定代理人」を「条例第13条第2項の規定に基づき開示請求をする者」に改め、「次の各号」の次に「に掲げる区分に応じ、当該各号」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 法定代理人 次に掲げるもの
  - ア 当該法定代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか
  - イ 戸籍の抄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するもの
- (2) 任意代理人 次に掲げるもの

- ア 当該任意代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか
- イ 委任をした本人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか
- ウ 特定個人情報開示請求等委任状 (様式第1号の3)

第6条の次に次の2条を加える。

(任意代理人から開示請求等があった場合における本人の意思確認)

- 第6条の2 実施機関は、条例第13条第2項(条例第21条第2項及び第24条第 2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき任意代理人から開示請求、訂 正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)があった場合には、本人 に対し、任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する通知書(様式第1号 の4)を送付するものとする。
- 2 本人は、前項に規定する通知書の送付を受けた場合において、当該開示請求等に 異議があるときは、実施機関が指定した期間内に限り、任意代理人による特定個人 情報の開示請求等に関する申立書(様式第1号の5)により申立てを行うことがで きる。
- 3 実施機関は、第1項に規定する通知書の送付によっては本人の意思を確認することができないと認められる特別の事情があるときは、同項に規定する通知書の送付によらず、電話その他適当な方法により本人の意思を確認することができる。

(開示請求等の却下)

- 第6条の3 実施機関は、開示請求等が次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報開示請求等却下通知書(様式第1号の6)により当該請求を却下するものとする。
  - (1) 開示請求等が不適法であり、かつ、開示請求等に係る書面の補正が不能であるとき。
  - (2) 条例第14条第3項(条例第22条第2項及び第25条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書の補正を求められた者が条例第14条第3項の規定により指定された期間内にその補正をしないとき。
  - (3) 前条第2項に規定する申立書の提出があったとき。

第7条第1項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第3項の規定による」 に改め、同条第2項中「第18条第4項に規定する」を「第18条第5項の規定によ る」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(開示請求に係る事案移送通知書)

第7条の2 条例第18条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第7号の2)により行うものとする。

第9条中「様式第8号)」の次に「又は特定個人情報訂正請求書(様式第8号の2)」を加え、同条第2号中「の別」の次に「(特定個人情報にあっては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人の別)」を加え、同条第3号中「法定代理人」の次に「又は任意代理人」を加え、「続柄」を「関係」に改める。

第10条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条の次に次の1条 を加える。

(訂正請求に係る事案移送通知書)

第10条の2 条例第23条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式 第7号の2)により行うものとする。

第11条中「様式第14号)」の次に「又は特定個人情報利用停止請求書(様式第14号の2)」を加え、同条第2号中「の別」の次に「(特定個人情報にあっては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人の別)」を加え、同条第3号中「法定代理人」の次に「又は任意代理人」を加え、「続柄」を「関係」に改める。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第5条関係)」に、「続柄」を「関係 (続柄等)」に改め、同様式の次に次の5様式を加える。

様式第1号の2	(第5条関係) 年 月 日 特定個人情報開示請求書
実施機関	(宛) 住 所 〒
	請求者 氏 名 電話番号 ( ) -
熊本市個人情 請求します。	情報保護条例第13条の規定により、次のとおり特定個人情報の開示を 
開示請求に依特定個人情報内 ※ 対象となる個人情報を特るため、具体的入してください	限の 容 特定 定す に記
開示方法の国	区分 □ 閲 覧 (□閲覧 □視聴) □ 写しの交付 (□郵送希望)
請求者の区	□ 本 人 □ 法定代理人 □任意代理人
本人以外が請求する	□ 未成年者の法定代理人 (本人の ) 本人との関係 (続柄、資格等) □ 成年被後見人の法定代理人 (統柄、資格等) □ 任意代理人 (□税理士 □弁護士 □その他 ( ))
場 合 -	本人の氏名
[処理欄]※次	ての欄は記入しないでください。
請求者の確認	□運転免許証 □旅券 □その他( ) 法定代理人の資格確認( ) 任意代理人であることの確認( )
所 管 課	局 (TE ) 受
該当事務	付印

様式第1号の3	(第6条関係)				年	月	Ħ
	特定個丿	人情報開示請求	求等委任状				
実施機関	(宛)	住 所	〒				
	委任者	新 氏 名 電話番号		)	 		印
私は、下記の者 報保護条例 委任します。	音を代理人と定め 第13条 第21条 第25条第1項 本人との関係	の規定に基	の特定個人情 づく 開 づく 訂 利用(	青報に関し 示請求 正請求 停止請求			限を
	(続柄、資格等)						
代 理 人	住 所 等	電話番号	(	) –			
開示請求 訂正請求 利用停止請求 特定個人情報	-						
代 理 ノ 本 人 に 代 開示請求等を行	わり						

様式第1号の4 (第6条の2第1項関係)

 第
 号

 年
 月

 日

任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する通知書

様

実施機関

印

上記請求に異議がある場合には、別添「任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する申立書」を 年 月 日までに提出してください。期間内での提出が困難と認められる場合には、下記の連絡先に申し出てください。

なお、上記の期限までに提出又は連絡がない場合は、請求に係る手続を進めること となります。

記

開示請求 訂正請求 利用停止請求 特定個人情報の内容		
連絡先(所管課)	局	課
	(Tel	内線 )

様式第1号の5 (第6条の2第2項関係)

年 月 日

任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する申立書

実施機関

(宛)

住 所 〒 ...... 氏 名 電話番号 ( ) –

年 月 開示請求 訂正請求 利用停止請求

年 月 日付け第 号により通知のありました私の特定個人

について、次の理由により異議を申し立てます。

(該当する理由に○をつけてください。)

- 1 代理人に対し、当該請求を行うことを委任していない。
- 2 代理人に対し、当該請求を行うことを委任したが、代理人に対し委任をした請求の内容が、自分が意図したものと異なる。

理 由

3 その他

注 この意見書は、必ず、あなた御自身が記載してください。 開示請求等に対し、異議がある場合にのみ提出していただければ結構です。 様式第1号の6 (第6条の3関係)

 第
 号

 年
 月

 日

# 個人情報開示請求等却下通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで 開示請求 訂正請求 利用停止請求

市個人情報保護条例施行規則第6条の3の規定により、次のとおり請求を却下しま したので通知します。

訂正 利用停	請求 請求 止請求 情報の					
請求を	却下す	る理由				
所	管	<b>∌⊞</b>		局	課	
ולל	目	課	(Tel		内線	)
備		考				

(教示)

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第7条第1項第1号関係)」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「又は法定代理人」を「、法定代理人又は任意代理人」 に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号(第7条第1項第2号関係)」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「又は法定代理人」を「、法定代理人又は任意代理人」 に改める。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号(第7条第1項第3号関係)」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号(第7条第1項第4号関係)」に、「第 18条第2項」を「第18条第3項」に改める。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号(第7条第1項第5号関係)」に、「第 18条第2項」を「第18条第3項」に改める。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号(第7条第2項関係)」に、「第18条 第4項」を「第18条第5項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。 様式第7号の2 (第7条の2、第10条の2関係)

第 号 年 月 日

# 事案移送通知書

様

実施機関

印

開示 請求については、熊本市 年 月 日付けであった個人情報の

個人情報保護条例

第18条の2第1項] 第23条の2第1項

の規定により、次のとおり事案を移送

しましたので通知します。

(開 示) に係る 訂 正) 個人情報の内容											
	実	施	機	関							
移送をした実施機関	所	管		課		局		課			
	ולו			邢	(Tel		内線	)			
2 0000 (0000 ) (00 0000 ) (0000 )	実	施	機	関							
移送を受けた 実 施 機 関	所	- 1	管 課		管		<b>≑</b> ⊞		局		課
X 1/4 1/4	ופו	1	∄`	床	(Tel		内線	)			
移送した年月日					年	月	日				
移送した理由											
備考											

147.	八男 0 7	<b>号</b> 甲 「禄	式第8号]	を「様式	第8号	(第9条関	係)」に、	「続柄」	を「関係
(続	柄等)」	に改め、	同様式の	次に次の	1様式を	加える。			

様式第8号の	2 (第9条	関係)								年	月	日
		特	定個)	人情報	銀訂 エ	E請x	<b></b> 					
実施機関			AL IEI /	V 113 1	ДИЛ 1	- μ <sub>Π</sub> ,	NE					
	(宛	)		住	所	〒						
		請才	<b></b>	氏電記	名 舌番号	 	••••••	(	)			
熊本市個人情報である。	情報保護条	:例第2	21条6	の規定	官によ	り、	次のと	:おり朱	持定個	人情	報の訂	正
訂 正請求 特定個人情報												
訂正請求	の箇所											
訂 正 の ※訂正後の内 して下さい。	容を記入											
請求者の	D 区 分	□本	人			法定	[代理	人		壬意仁	大理人	
本人以外が 請 求 す る	本人との(続柄、資		(z 口被 (z 口任	本人位本人位本人位于意代	か 後見 か 理人	人の	代理人 法定代		の他	(		)
場合	本人の	氏名										
	本人の住	所等	電話者	番号		ş	(	)	_			
[処理欄]※	次の欄は記	込した	といでく	くださ	えい。		****					
	□運転			□旅	150011		コその	他 (				)
請求者の確認	法定代 任意代	- 62 - 52		20 0								)
所 管 課			局	(Tei				課)	受			
該当事務	*								付印			
該当文書												

様式第9号中「様式第9号」を「様式第9号(第10条第1項第1号関係)」に改め る。

様式第10号中「様式第10号」を「様式第10号(第10条第1項第2号関係)」 に改める。

様式第11号中「様式第11号」を「様式第11号(第10条第1項第3号関係)」 に改める。

様式第12号中「様式第12号」を「様式第12号(第10条第2項関係)」に改め る。

様式第13号中「様式第13号」を「様式第13号(第10条第3項関係)」に改め る。

様式第14号中「様式第14号」を「様式第14号(第11条関係)」に、「利用停 止請求を請求します」を「利用停止を請求します」に、「続柄」を「関係 (続柄等)」 に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第14号の2	2(第1	1条関係	系)						年	月	
		特定個	人情報	利用的	亭止請	求書	ŀ				
実施機関	(	(宛)	住	所	₹						
		請求者		名 活番号	 		(	)	) —		
熊本市個人情報 利用停止を請求し		:例第25	5条第11	頁の規	見定に。	より、	次の	とおり	)特定	它個人	.情
利用停止請求以 特定個人情報の											
利用停止請趣 旨及び:	Contractor and										
請 求 す 利用停止の	る 内 容	□利	用の停止	:	□消	去		外部提	是供の	の停止	
請求者の	区 分	□ 本人			去定代	理人		□任	意代	理人	
			□ 未成		の法定	代理	!人				1
	本人と	の関係	□ 成年		見人の	法定	代理	人			)
-1- 1- 101-141-28	(続柄、	資格等)	(本人)	カ			ui demini				)
本人以外が請求を			□ 任意 (□税3			進士	ロス	- M4	(		)
する場合	本人(	の氏名	( 🗆 1962	生上	Uπ	受工		VAILE	(		-
			Ŧ								
		の住所 等									
[処理欄]※次の		入しなり	電話番	120		(		) –			
[发生]生作则 ] 次 (人 )	□運転が		□旅券	ev.,	口その	の他	(				)
請求者の確認		里人の資									
n日 小日 Vノ雅 in L		41	理人	で	あ	る	۲	٤	の	確	į
	任意	代			(8)		)		-	- 50	
		16	局				) 課 )			50	20
		10			00		) 課 )	受付印	3		

様式第15号中「様式第15号」を「様式第15号(第12条第1項第1号関係)」 に改める。

様式第16号中「様式第16号」を「様式第16号(第12条第1項第2号関係)」 に改める。

様式第17号中「様式第17号」を「様式第17号(第12条第1項第3号関係)」 に改める。

様式第18号中「様式第18号」を「様式第18号(第12条第2項関係)」に改め る。

## 附則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市個人情報保護条 例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用す ることができる。

規 則 第 90 号 平成27年12月28日

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市身体障害者福祉法施行細則(平成6年規則第63号)の一部を次のように改 正する。

様式第1号中

氏 名

を

氏 名 個人番号

に改める。

Γ

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

身体障害者手帳交付受付台帳

備考(TEL)										
受領日・受領印										
進達日										
続柄										
保護者氏名										
個人番号										
申請者氏名										
日輩申										
受付番号	П	2	3	4	ιO	9	2	8	6	1 0

# 様式第9号中

Γ

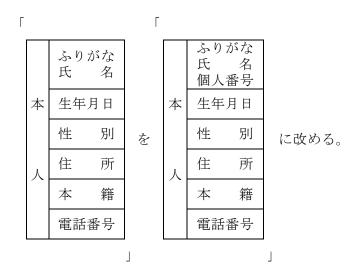
ふりがな	性別	生年月日		
氏 名	1男 2女	年	月	日

を

Γ

に改める。

## 様式第11号中



「本人氏名 様式第13号中 「本人氏名」 を に改める。 個人番号」

附則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の目前において、この規則による改正前の熊本市身体障害者福祉法施 行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することが できる。

規 則 第 91 号 平成27年12月28日

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を 公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規 則

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成24年規則第122号)の一部を次のように改正する。

様式第10号中

Γ

申請者 (精神障害者本人)	フリガナ	印	生年月日	明	大	昭年	平月	日
	住所	電話			(	)		

を

Γ

	フリガナ		 	 		生	年	明	大	昭	平	
申請者(精神障	氏名				印	月	日			年	月	日
害者本人)	住所				電話				(	)		
	個人番号	÷										

に、「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

様式第11号中

「氏名

 「氏名
 印

 印」を
 に改める。

 個人番号
 」

附則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規 則 第 92 号 平成27年12月28日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則(平成6年規則第6号)の一部を次のように 改正する。

別表様式第53号の2の項名称の欄中「新築住宅申請書」を「新築住宅申告書」に 改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

# 相続人代表者指定届

年 月 日

熊本市長 (宛)

相続人

氏名 印 氏名 印 氏名 印 氏名 印 氏名 印 氏名 印

被相続人の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者と して、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

	ふりがな											
	氏名											
相	(名称)											
相続人代表者	住(居)所											
代表	(所在地)											
者	生年月日		4	丰	月	日		電話番	号			
	法人番号											
444	氏名											
被相	死亡時の											
被相続人	住 (居) 所											
	死亡年月日					年		月	日			
	氏名	被相続	続人		住	(居) 彦	斤			沚	人番号	相続分
	(名称)	との	続柄		(Ē	所在地)				15)	(笛り	イロわじフリ
相												
相続人												
	摘要											
)	届出人氏名											
					事務	処理欄						

様式第31号(裏)中「事務所、」及び「事務所・」を「事務所(事業所)又は」に、「所 在地・名称」を「所在地、名称(屋号)及び電話番号」に改める。

様式第40号を次のように改める。

棣式第40号									
			(圣)						
市役所受付印 第 号		市県民税特別	<b>市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書</b>	の特例に関す	る申請書		$\overline{}$	年 月	日提出)
		住所若しくは居所又							
	$\Theta$	は本店若しくは主たる事業所の所存物							
能太市馬(宛)	)∰;					6			
	脂布				毌	宣話番	中		
	1	法人番号				③ 指定番 <sup>1</sup>	中		
◎納期の特例を一周	<b>東申請</b>	<ul><li>度申請されると次年度以降、継続して承認</li></ul>	しますので、	各年度ごとに	1請書の提出	要あり	ません。		
承認申請書									
地方税法第321条の	50	2の規定による特別徴収税額の納期の特例に	2110	の承認を申請し	します。				
④ 特例の適用を受けようとする税額	32	する税額	年	月分以後の納	朝に係る市	月分以後の納期に係る市県民税特別徴収税額	及稅額		
由等の日前6か日間	28	由誌の口前はかも開の久日中の珍古の古法が過いて光の一	年 月分	≺ ≺	— Н.	田(田	月分	<b>≺</b> 2	H (H )
<ul><li>THO 1 HO 1 A D B</li><li>(5) 員及び各月の給与の会合の会合が、</li></ul>	金額。	THROTEMO A J MOOTA A CM 4つ 人はなメランションへ THROTEMO A J MOOTA A CM 4 A CM 4 A CM 4 A CM 4 A CM 7	年 月分	Υ ()	— Н	田 年	月分	72	<u>н</u> (Е
の名声いてくだらい。	0		年 月分	<b>Υ</b> Υ	Э	田) (田	月分	Υ2	H (H
(一) 現に市税の滞納があり、 て、それがやむを得ない理 (国) 申請の目前1年以内に線 合には、その年月日。	着がな 存得な 年代 上 八 日 口 。	又は最近におい 門由によるもので 対期の特例につい	て著しい納入遅延の事実がある場合 あるときは、その理由の詳細。 て、その承認を取り消されたことが	5場合においことがある場			_		
辞退届出書									
② 承認を受けた納期の特例について、 なお、特別徴収税額は前月までのも	特例はは前月	以下の理由により、 のを含めて翌月10日	年 月分から辞退しままでに納入します。	淬退します。	理由				
処理区分	<b>AIC</b>	処理区分に従い処理してよろしいか。		滞納の	起案	年 月	田田	通知書作成	
P				有無	施行	年 月	A H	収納簿記入	
				有·無	決裁		丛	(決裁欄)	
屋 屋				新規					

(海)

# 申請についての注意事項

- 特別徴収税額の納期の特例の制度について
- 1 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
  - (注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満ということです。
- 2 1に該当する特別徴収義務者がこの特別の規定の適用を受けようとする場合は、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- 3 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与所得及び退職所得について特別徴収した市県民税額はそれぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。
- 6月から11月までの支給分 12月10日まで
- 12月から翌年5月までの支給分 6月10日まで 4 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から、給与 所得の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨 を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- ◎注意 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この 特例の承認を受けられないことがあります。
  - また、この承認を受けても、滯納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特に注意してください。
    - ◎毎月の異動は納期の特例を適用されても必ず報告してください。

# 申請書の書き方

- 1 (①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所の所在地、法人名、法人番号及び代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、個人の住所地又は法人の本店者しくは主たる事業所以外の事務所又は事業所等で市県民税の特別徴収及び納入を行っている者が申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地、名称及び法人番号並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
- 2 「②」欄には、連絡に便利な電話番号を記入してください。3 「③」欄には、市役所から通知されている「指定番号」を記してください。
- 4 「④」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してくだ さい
- 5 「⑤」欄には、申請の目前6か月間の各月末の人員と、各月の給与の金額(賞与等の臨時の給与の全額を含みます。)とを記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれ括弧書きしてください。
  - 6 「⑥」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- 7 「①」欄には、納期の特例を辞退する場合、記入してください。 8 ※を付けた欄には、記入しないでください。

様式第44号中「法人番号」を「管理番号」に改め、「H248」を削り、「納税課収納 管理係」を「 課 班」に改める。 様式第45号を次のように改める。

## 様式第45号

		法人市民	税減免申請書	管理	番	号
受付印———		ふりがな				
		法人名				
	日	本社所在地	〒 (電	話番号		)
熊本市長(宛)		代表者氏名			印	
		この届出に応答 する係及び氏名 並びに電話番号	(電	話番号		)

地方税法第323条、熊本市税条例第33条第1項第4号並びに熊本市税条例施行 規則第4条第3号から第5号まで及び第7号の規定に基づき、次のとおり減免の申請 をします。

事業目的及び減免理由(特定非営利活動法人については、下記の収益事業の有無もご 記入ください。)

※収益事業の有無 (有・無)

対象となる	事業年	度	年月	日から	年	月	日		
な請るの	税	額	均等割額		円				

## 添付書類

- 1 主務官庁の許可証等(写)
- 2 定款・寄附行為・規則・規約(写)
- 3 決算報告書(写)
- 4 特定非営利活動法人にあっては所轄庁の認証を示すもの(写)

[備考] 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第48	8号の2	中		
「新名義人	住所			
	氏名		印	
	TEL			
旧名義人	住所			
	氏名			J
		を		
「新名義人	住所			-
	氏名又	は名称	印	-
	生年月	日 年 月	日	-
	個人番	号又は法人番号		
	電話番	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1
旧名義人	住所			_
	氏名又	は名称	印	
に改め、「、	新氏名の	の住民票又は戸籍抄本」を削る。		
様式第4	9 号を	欠のように改める。		

7	49	۲.	~	454	54	, ,

				固定	資産税	非課税	申告書		·		
									年	月	日
	熊本市長	(宛)									
				住							
		申 告		(所							
		(納税義務	务者)		名 称)					印	
				生年月	月日		年	月		B	
				個人都	骨叉は	法人番	号				
	下記物件は 税の適用を						上規定する	固定資産	として	で認定の	上、非
区分	所	在 地	3	地	目	地	積 m²	非課税の			
土地											
Ę											
	所	在 地	3	家番号	構造	床	面積四2	調査	処理	里てん	末
家屋											
/ <u>FE</u>											
償	所	在 地	3	種	類	数	量				
知資産											
産											
調	上記のと	おり認定	し下記			してよ	ろしいか。			7	
查	決裁			(決裁	/1年)						
及び	印										
処	年度 コ	ード番号	更訂	前税額	更訂後	税額	増減額	-	分	土地	家屋
理事								課税 連 系			
項								名音			
	(注) 非課	穏の用途に						更訂		,	

直ちに申告してください。

[備考] 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第53号及び様式第53号の2を次のように改める。

様式第53号

丰田 詽 # 型 Щ ₩ Щ

熊本市税条例第53条の規定により申告いたしま

											_	_
	Ħ			ΝП				圉				ш
	Я			所有者名				₩			ш	Я
	年			Ð				星			田	
				建 築 年月日				+			処	
電話番号	生年月日		家屋	調査番号							Н	Н
É	印		っている。	居住部分の 延 床 面 積	m <sup>2</sup>	$\mathrm{m}^2$	$m^2$				安中	A
			左の上に建っ	面 1階 積 1階以外	_m <sup>2</sup>	_m <sup>2</sup>	_m²				ید	
			左	構造和	 		-				п	
											有者	
				種類 用途							所有	
所	氏名又は名称			家屋番号						le co		
Œ	£4.			1/MY				iiV		Ł	-	
<b>⊞</b> .∜		番号		所有者名				)割合	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		$\prec$			61	81	53	住宅用地の割合				
Н	(海)	又は法	型	苺	$m^2$	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	年表	1/	1/		
A	熊本市長	导区		型					%	%		
年	熊本	個人番号		在地番				混在の割合				
		-	+	严 各				狠	30	31		
				臣				処	理等			
				処理 番号	1	2	3		恕化			

1 所在の町名は公称名で、また、地番に枝番があるときは枝番ま で正確に書いてください。

地番は登記上の番号で住居表示ではありません。

01 00

分がある場合は、当該併用部分の床面積については、併用部分を除く床面積のうち居住部分の床面積が占める割合を、併用部分の 建物は1棟ごとに記入してください。 居住部分の延床面積の算定の際、居住用と非居住用で併用の部 床面積に乗じて得た数を算入してください。

4 この申告書を提出された後、変更があった場合は再度提 田してください。

5 課税対象年度の初日の属する年の1月31日までに提 出してくだない。

		年 月 日		所有者名	N.H.H.M.				地家屋		処 理 日	Я В	この申告書を提出された後、変更があった場合は再度提してください。 課税対象年度の初日の属する年の1月31日までに提出 でください。
				建 築	年月日				Ŧ				更があっ の1月3
	電話番号	生年月日		1	番号						付 日	Н Н	れた後、変の属する年
		印		居住部分の	延床面積	$\mathrm{m}^2$	$m^2$	$m^2$			EX.		この申告書を提出さ 出してください。 課税対象年度の初日 してください。
申告書					(1階以外)						ц 1 %		4 この申告書 出してください。 5 課税対象年 してください。
				量	強	-					所有者		ま 部をの
住 いたし		茶		類	Ė								きは枝番まで併用の部 で併用の部 併用部分を 併用部分を
新 築 住 宅 の規定により申告いたします。	住 所	氏名又は名称		種類								•	A 1
の規定	<b>⊞</b> ₹	中	乗	中									に枝番があえ ありません。 住用と非居 積について 古める割合れ さい。
73第1項	В	(海)	は法人計	多层来品	世 世 七								称名で、また、地番に枝番があると ださい。 番号で住居表示ではありません。 に記入してください。 に配入してください。 面積の算定の際、居住用と非居住用 当該併用部分の床面積については、 居住部分の床面積が占める割合を、 た数を算入してください。
第10条	年 月	熊本市長	番号又		地 番								書き方 町名は公称名で、、 書いてください。 登記上の番号で住 1 棟ごとに記入し 分の延床面積の算? 場合は、当該併用 積のうち居住部分 無じて得た数を算
様式第53号の2 熊本市税条例附則第10条の3第1項	4		個人	所 在	死								ののにはは部る面に
式第5					量				*	: 器所蓋			1中1中0上2上2上3日3日3日5大5大5大5大5大6大7大7大8大8大9大 <t< td=""></t<>

様式第53号の2の2 「 申告者(納税義務		危」を「熊	《本市	長(宛)	)」に、
住 所	<b>-</b> /				
				Ľп	
氏 名				卸	
電話番号	を				
「申告者(納税義務者)					
住所					
氏名又は名称				即	
生年月日	£	手 月	]	日	
個人番号又は法人番号					
電話番号					]
に改める。					
様式第53号の4を次	のように改める	5.			

- 19年代刊の12年代の19年代の19年代の19年代の19年代の19年代の19年代の19年代の19	電話番号     年月日     年月日       生年月日     建築年月日     所有者名       登番号     登記年月日     所有者名       受付日     処理日       月日日     月日日	田子   日   日   日   日   日   日   日   日   日			年 月 日       熊本市長 (宛)       人番号又は法人者       世番       東屋番       世番       東屋番       世の安定確保に関する法 受けた旨を証する書面を指 すんなかっ。また、いまり       カムボルタン。また、いまり       カムボルタン。また、いまり       カムバルタン。また、いまり       カムバルカン。また、いまり       カムバルカン。また、いまり       カムバルカン。また、いまり       カムバルカン。また、いまり       カイバルカン。また、いまり       カムボルカン。また、いまり       カール・カー・カー・ル・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	Wronie Li II
田生忠の書き方	付目     処理日       月日     月	ا ټد	有	5律第7条第1項の規定 添付すること。	住の安定確保に関する法 受けた旨を証する書面をネ	IJ
A	付 日 加 珊	24	4	:律筆7条第1項の指定	生の安定確保に関する決	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の規定 所有者コード 受付日 処理日 こよる登録を受けた旨を証する書面を添付すること。 月 月 日 月 月 月 月 日 月 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日						
高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の規定 所有者コード 受付 B 処理 B による登録を受けた旨を証する書面を添付すること。			m <sup>2</sup>			
		m <sup>2</sup>				
高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の規定 こよる登録を受けた旨を証する書面を添付すること。       所有者コード       受付日       処理日         申告書の書き方       所有者コード       受付日       処理日		m <sup>2</sup>	m			
1	建築年月日 登記年月日		画 黄	種類用途構	地 番	名
所在         編集         面         1階         居住部分の         調査番号         建築年月日         所有者名           町名         地番         家屋番号         用途         構造         1階以外         延床面積         調査番号         登記年月日         所有者名            工品         一一。         一。         一。         一         一二         所有者名            高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の規定         所有者コード         受付日         処理日            1年書の書き方         月日日         所有者コード         月日日         月日日         月日日					番号又は法人	
所在       個人番号又は法人番号       種類 構造 積 (1階以外)       面 (11階)       居住部分の 運輸年月目       再有名 空記年月日       所有者名 空記年月日       所有者 コード       一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	日 年 月					
順人番号又は法人番号     種類     構造     面 1階     居住部分の     生年月日     年月日     年月日       所在名     地番     家屋番号     種類     構造     面 1階     居住部分の     連発年月日     所有者名       高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の規定     市有者の日本会会はた旨を証する書面を添付すること。     所有者コード     受付日     処理日	話番号	電		Œ	Ħ	

様式第53号の5m	中「熊 本 市	長	(宛)」を	「熊本市長	(宛)」に、
Γ	申告者(約	内税義務	6者又は所	有者)	
	住 所 _				
	氏 名 _				
	電話番号	(	)	_	J
	を				
「申告者(納税義務者	雪)				
住所					
<u></u>					
氏名又は名称				即	
生年月日		年	月	日	
個人番号又は法人	<b>长</b> 号				
				· ·	
電話番号					J
					-
様式第53号の68					

様式第53号の6

バリアフリー改修に係る固定資産税の減額申告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申告者(納税義務者	)				
住所					
					印
生年月日			年	月	B
個人番号					
_ ; ; ;	-:	- : -	:	-: :	:
電話番号					

地方税法附則第15条の9第4項又は第5項の適用を受けたいので、熊本市税条例附則 第10条の3第7項の規定により申告します。

7 2 3 3 4 1 2 3 4 1	ALCO TO TO TO			
家屋の所在地番	熊本市			
家 屋 番 号	番			
種 類				
構 造				
床 面 積	$\mathrm{m}^2$			
建築年月日	年 月 日			
登記年月日	年 月 日			
居住者の状況	<ul><li>(氏 名)</li><li>□ 65歳以上の者 □ 障害者</li><li>□ 要介護又は要支援の認定を受けている者</li></ul>			
改修工事内容	□ 廊下の拡幅       □ 手すりの設置         □ 階段の勾配の緩和       □ 床の段差の解消         □ 浴室の改良       □ ドアの引き戸への取替え         □ トイレの改良       □ 床材の滑り止め化			
改修が完了した日	年 月 日			
改修に要した費用	H			
補助金等の額	H			
自己負担額	円			
備考 (バリアフリー改修が完了した日から3月以内に申告書を提出できなかった				

場合は、その理由を記載してください。)

## (添付書類)

- ①改修に要した費用を証する書類 (工事明細書、領収書等の写し)
- ②補助金等の明細の写し(給付決定書、領収書等の写し)
- ③居住者の要件を確認できる書類の写し(住民票、介護保険被保険者証、障害者 手帳等の写し)

様式第53	号の7中				
Γ	申 告	者住	三所		
	(納税義	務者) 氏	名		印」
		を			
「申告者(納	税義務者)				
住所					
氏名又は名	称				印
生年月日			年	月	日
個人番号又	は法人番号	<del>클</del>			
電話番号					-

に、「3箇月」を「3月」に改める。

様式第57号を次のように改める。

様式第57号

#### 固定資産税不均一課税申告書

年 月 日

熊本市長(宛)

申告者	(納利	兑義	务者)							
住所										
氏名又能	北名和	<b>尔</b>								印
生年月日							年		月	Ħ
個人番兒	引又i	は法。	人番号	<u>.</u>						
				Τ						
電話番号	電話番号									

下記物件は地方税法第6条第2項及び熊本市税条例第41条の2に規定する固定資産と して認定の上、不均一課税の適用を受けたく必要書類を添え申告します。

_	CBUAL			BRIDE-> ABE/II C.							
区分	所	在	地	家屋番号	種類	構造	床面積	m²	新築	(取得)	年月日
家											
屋								$\vdash$			
	均一課和			事業の用	に供する	ことと	なった年月	目		年	月 日
受!	けようと	:する!	理由								
調	查処理	てん末									
	上記	のとお	り認定	し下記のとお	り処理し	てよろ	しいか。				_
調	決			(決	裁欄)						
查及	裁印										
び 処	年度	3-	ド番号	更訂前税額	更訂後	税額	曽滅 額	区	分	土地	家屋
理								課種	党台帳		
事								_	絡 票		
項						$\rightarrow$		_	寄帳		
	l			1				更記	丁通知		I

(注) 不均一課税の用途に供しなくなった場合は、直ちに申告してください。

[備考] 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第79号を次のように改める。	

棚式	<b>第79号</b>											
	事業所用家屋及び従業者の申告書											
	<b>₹</b> #		年 月 熊本市長 (純)	B			発信年間印刷	月日 8888月	型用条件 管理条件			
-		本版				-						
住所 所在	地	*W						(10)	-			)
	(Jan 9 200)	-				剛	**		<b>5</b> 9			)
<del> </del>	氏名又は	2)				FI		<b>· 模</b> 又注				F
	数人の代数 単数量の応答					FI		全領 漢書名			#85	A.W.
<u> </u>							271420					
		4	Я	B #- 6		4	А		日までの			
事: の:	集年度又は 4.7 並びに	課税期間 期本市税		■及び従業者に 6第3項の規定						万第 7	0 1	*
	<b>38</b> 22 39 805	末日(双地	M上の日)現在の4	事業所來面積	<u>@</u>			₽ (A)e	opheR.			
<b>美国出开党的</b>	(Ap) 50	中課税に保.	5 學業所用除面積	(食堂、売店、	(B)		Ī	n <sup>2</sup> 90	低のとおり			
靈	<b>美国高、地</b>	製金等の制	(CONT. (CONT. PC)				—	(B) e	中部			
		(	A - B		0			. (	)		ř	
			止の日)現在の従 者まで全従 <del>集</del> 者)	以 現代 現代 現代 現代 現代 現代 現代 現代 現代 現代	0			, Oc				
便	(Do35)	中間税に保る	5位集書教 ( 📵	に従事する者、	<b>(E)</b>				員等) <u></u> 特定無罪等)		À	
*	障害者、6	5歳以上の	者(投資を除く。)	<b>(4)</b>	Ø.				<b>沙</b> 根			
		(	D - B		Ð			1	無者) 5 (親以上)		<u>k</u>	
-	*											
						(計劃)				精查	1+	爱性
										検算	J-478	.90.TY
	<b>第1 用版</b>	対象を表げ	日本工業規格A 4	λ†δ.								

様式第82号中「納税者番号」を「管理番号」に、

Γ

		年	月	日申請
申	住所又は所在地			
請者	氏名又は名称			印
有	応答者氏名	(TE	L	)

を

Γ

		年	月	日申請
	住所又は所在地			
申	氏名又は名称			印
請者	応答者氏名			
	電話番号			

に、「示す」を「示す。」に改める。

様式第83号及び様式第84号中「納税者番号」を「管理番号」に改める。 様式第88号を次のように改める。

様式第88号

#### 事業所税に係る加算金決定通知書

年 月 日

納税者

管理番号

熊本市長

印

地方税法 第701条061 の規定により、次のとおり決定したので通知します。

事業所	税		年年		日から 日まで	の事業所	Ŕ			
処 理	区	分	区	分	基礎	となる税額	課 2	犎	加算	金額
			過少申告	加算金額		円	• _	00		円
期限内	申	告		15%分		円	15 100			丑
期限後	更決	正定	不 申 告 加算金額	加重分		円	5 100			н
州政恢		申告		5%分		円	5 100			円
決定分		更正	重加算	35%分		円	35 100			円
			金 額	40%分		円	40 100			円
ń	枘	f	t	額						円
法定納期	狠		年	月	日才	旨定納期限		年	月	日

(摘要)

1 上記の加算金額を別紙納付書によって納めてください。 (教示)

[備考] 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第104号中

Γ

申	住所又は 所 在 地			
告	(ふりがな) 氏名又は名称			印
者	(ふりがな) 代表者氏名	印	電話番号	_

を

Γ

	住所又は事務 所若しくは事 業所の所在地		
申告	(ふりがな) 氏名又は名称		印
者	個人番号又は法 人 番 号		
	(ふりがな) 代表者氏名	印(	電話番号

に改める。

附則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規 則 第 93 号 平成27年12月28日

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する 規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(平成16年規則 第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

規 則 第 94 号 平成27年12月28日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第58号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (公表の方法及び事項)
- 第3条 条例第3条第4項に規定する規則で定める方法は、熊本市公報に掲載する方 法又はインターネットを利用して閲覧に供する方法のいずれかとする。
- 2 前項の規定による方法により公表する事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 法第9条第2項の規定に基づき特定個人情報を利用する事務及び当該特定個人情報 人情報
  - (2) 前号の事務を所掌する実施機関(熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。)の名称
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (条例別表に規定する規則で定める事務及び情報)
- 第4条 条例別表に規定する規則で定める事務及び同表に規定する規則で定める情報は、別表の左欄に掲げる条例別表の事務の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び右欄に定めるところによる。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。	

### 別表(第4条関係)

条例別表の	±. √⁄⁄	/李 ±17
事務の区分	事務	情報
生活保護法(昭	生活保護法第19条第1項の保護の実施	生活保護法第6条
和25年法律第	に関する事務	第2項の要保護者
144号) によ	生活保護法第24条第1項の保護の開始	又は同条第1項の
る保護の決定及	又は同条第9項の保護の変更の申請に係	被保護者であった
び実施、就労自	る事実についての審査に関する事務	者に係る学校保健
立給付金の支	生活保護法第25条第1項の職権による	安全法(昭和33
給、保護に要す	保護の開始又は同条第2項の職権による	年法律第56号)
る費用の返還又	保護の変更に関する事務	第24条の援助の
は徴収金の徴収	生活保護法第26条の保護の停止又は廃	実施に関する情報
に関する事務	止に関する事務	
	生活保護法第63条の保護に要する費用	
	の返還に関する事務	
	生活保護法第77条第1項又は第78条	
	第1項から第3項までの徴収金の徴収	
	(同法第78条の2第1項又は第2項の	
	徴収金の徴収を含む。)に関する事務	
中国残留邦人等	支援法第14条第1項若しくは第3項の	支援法第14条第
の円滑な帰国の	支援給付若しくは支援法第15条第1項	1項若しくは第3
促進並びに永住	の配偶者支援金の支給の実施又は中国残	項の支援給付若し
帰国した中国残	留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰	くは支援法第15
留邦人等及び特	国後の自立の支援に関する法律の一部を	条第1項の配偶者
定配偶者の自立	改正する法律(平成19年法律第127	支援金の支給又は
の支援に関する	号。以下この表において「平成19年改	平成19年改正法
法律(平成6年	正法」という。)附則第4条第1項の支援	附則第4条第1項
法律第30号。	給付の支給の実施に関する事務	の支援給付の支給
以下この表にお	支援法第14条第4項(同法第15条第	を必要とする状態

いて「支援法」 という。) による 支援給付又は配 偶者支援金の支 給に関する事務

平成 28 年 1 月 15 日

3項及び平成19年改正法附則第4条第 │ にある者又は受け 2項において準用する場合を含む。以下 同じ。)の規定によりその例によることと される生活保護法第24条第1項の開始 又は同条第9項の変更の申請に係る事実 についての審査に関する事務

ていた者に係る学 校保健安全法第 24条の援助の実 施に関する情報

支援法第14条第4項の規定によりその 例によることとされる生活保護法第25 条第1項の職権による開始又は同条第2 項の職権による変更に関する事務

支援法第14条第4項の規定によりその 例によることとされる生活保護法第26 条の保護の停止又は廃止に関する事務

支援法第14条第4項の規定によりその 例によることとされる生活保護法第63 条の費用の返還に関する事務

支援法第14条第4項の規定によりその 例によることとされる生活保護法第77 条第1項又は第78条第1項から第3項 までの徴収金の徴収(同法第78条の2 第1項又は第2項の徴収金の徴収を含 む。) に関する事務

### 告 示

告 示 第 8 0 1 号 平成27年12月17日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条及び第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
- (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

L/	□ <del>1</del> +	+ 6/93/1/16 C/C+/1 1/XC/	
	ア	平成27年11月16日	銀座通りエリア, 手取エリア, 辛島エリア, 西区春日三丁目熊本駅前, 並木
			坂エリア
	イ	平成27年11月17日	銀座通りエリア
	ウ	平成27年11月18日	新水前寺駅東高架下駐輪場,西区春日二丁目12,西区上熊本二丁目18,
			中央区南熊本三丁目南熊本自転車駐車場
	工	平成27年11月19日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア
	オ	平成27年11月20日	中央区南熊本一丁目9
	カ	平成27年11月24日	銀座通りエリア,手取エリア,西区春日三丁目熊本駅前,中央区大江五丁目
			1,東区月出二丁目4
	キ	平成27年11月25日	健軍ピアクレス,健軍駐輪場,健軍変電所前駐輪場,新水前寺駅西高架下駐
			輪場,中央区桜町 $1-3$ 市民会館,中央区水道町 $8$ ,東区下南部三丁目 $4$ ,
			南区八分字町3420
	ク	平成27年11月26日	中央区新町一丁目 7
	ケ	平成27年11月27日	銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア,辛島エリア,北区四方寄町1
			300
	コ	平成27年11月30日	銀座通りエリア、手取エリア、水道町エリア、西区上熊本二丁目18、並木
			坂エリア、北区植木町山本山本橋註輪場
	サ	平成27年12月1日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア
	シ	平成27年12月2日	西区横手三丁目21,西区野中一丁目4
	ス	平成27年12月3日	銀座通りエリア,辛島エリア,中央区湖東一丁目 $1-60$ 市民病院,南区富
			合町清藤405南区役所、並木坂エリア
	セ	平成27年12月4日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア、中央区渡鹿八
			丁目22, 南区田迎三丁目6, 並木坂エリア
	ソ	平成27年12月7日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア
	タ	平成27年12月8日	西区上熊本二丁目18,西区上熊本三丁目25
	チ	平成27年12月9日	銀座通りエリア,上通りエリア,辛島エリア,北区八景水谷二丁目1-1
	ツ	平成27年12月10日	銀座通りエリア、新市街エリア、辛島エリア

- (2) 保管の場所 平成第2自転車保管所
- (3) 保管の期間 平成28年3月17日まで
- 2 移動・保管台数 自転車 180台
- 3 返還事務を行う曜日・時間 月曜日から土曜日まで 午前10時から午後4時30分まで 日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還 通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等 しなければならない。

5 連絡先(返還事務を行う場所)

平成第2自転車保管所(電話096-370-5606)

熊本市中央区平成二丁目235番(平成跨線橋下)

告示第802号

平成27年12月17日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条及び第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動及び保管した年月日、保管の場所及び期間
- (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成27年12月11日

中央区南熊本三丁目南熊本駅前自転車駐車場

- (2) 保管の場所 平成自転車保管所
- (3) 保管の期間 平成28年3月17日まで
- 2 移動・保管台数

原動機付自転車 2台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から十曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先(返還事務を行う場所)

平成自転車保管所(電話096-364-3910)

熊本市中央区平成二丁目235番(平成跨線橋下)

告示第803号

平成27年12月17日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

1 廃止する事業所の名称及び所在地 ケア24熊本おひさま 熊本市南区孫代町200番地12

2 廃止する事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

合同会社サン・エムシー

熊本市南区孫代町200番地12

和田正則

3 廃止する事業の種類

居宅介護 • 重度訪問介護

4 廃止年月日 平成27年12月16日

> 告 示 第 8 0 5 号 平成27年12月18日

市道の路線を次のように認定するので、道路法(昭和27年法律第180号)第9条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	起点	重要な
		終点	経過地
9-	清水新地1丁目	北区清水新地1丁目703番15 地先	
1073	第2号線	北区清水新地1丁目703番20 地先	
12-	京塚本町	東区京塚本町1791番34 地先	
1141	第38号線	東区京塚本町1782番43 地先	
14-	重富	東区画図町大字重富947番4 地先	
396	第55号線	東区画図町大字重富947番15 地先	
15-	御幸木部3丁目	南区御幸木部3丁目1099番1 地先	
7 3 3	第5号線	南区御幸木部3丁目1097番6 地先	
16-	元三町1丁目	南区元三町1丁目59番1 地先	
589	第1号線	南区元三町1丁目59番9 地先	
19-	上高橋1丁目	西区上高橋1丁目209番1 地先	
161	第1号線	西区上高橋1丁目209番8 地先	
23-	長嶺東4丁目	東区長嶺東4丁目1424番7 地先	
904	第5号線	東区長嶺東4丁目1424番4 地先	
23-	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3556番1 地先	
905	第12号線	東区戸島西4丁目3550番4 地先	
23-	長嶺東5丁目	東区長嶺東5丁目802番2 地先	
906	第9号線	東区長嶺東5丁目800番5 地先	
12-	佐土原2丁目3丁目	東区佐士原2丁目411番1 地先	
1136	第1号線	東区佐士原3丁目414番1 地先	
29-	塚原	南区城南町塚原426番 地先	
3039	第7号線	南区城南町塚原316番 地先	1

告示第806号

平成27年12月18日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。 熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	起点		重要な
<b>金</b> /4	路 脉 石	終点		経過地
12-	佐土原2丁目3丁目	東区佐士原2丁目411番1	地先	
1 1 3 6	第1号線	東区佐土原3丁目416番1	地先	

告示第807号 平成27年12月18日

市道の区域を次のように決定するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

			7只	本巾長 大 匹	一	
整理番号	路線名	起点		路面幅員(m)	延長 (m)	
至任留力		終点			<u> </u>	
9 —	清水新地1丁目	北区清水新地1丁目703番15	地先	5. 0~15. 0	41.0	
1073	第2号線	北区清水新地1丁目703番20	地先	5. 0~15. 0	41. 0	
12-	京塚本町	東区京塚本町1791番34	地先	4. 0~10. 5	48. 9	
1141	第38号線	東区京塚本町1782番43	地先	4. 0 ~ 10. 5	40. 9	
14-	重富	東区画図町大字重富947番4	地先	5. 0~10. 0	60 1	
396	第55号線	東区画図町大字重富947番15	地先	5. 0~10. 0	60.1	
15-	御幸木部3丁目	南区御幸木部3丁目1099番1	地先	5. 0~10. 0	53. 1	
7 3 3	第5号線	南区御幸木部3丁目1097番6	地先	5. 0~10. 0		
16-	元三町1丁目	南区元三町1丁目59番1	地先	5. 0~9. 4	107.0	
589	第1号線	南区元三町1丁目59番9	地先	5. 0~9. 4		
19-	上高橋1丁目	西区上高橋1丁目209番1	地先	5. 0~10. 0	40.9	
161	第1号線	西区上高橋1丁目209番8	地先	5. 0~10. 0		
23-	長嶺東4丁目	東区長嶺東4丁目1424番7	地先	5 0 10 0		
904	第5号線	東区長嶺東4丁目1424番4	地先	5. 0~10. 0	58. 4	
23-	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3556番1	地先	5. 0~9. 3	2.5.4	
905	第12号線	東区戸島西4丁目3550番4	地先	5. 0~9. 3	35. 4	
23-	長嶺東5丁目	東区長嶺東5丁目802番2	地先	4 0 4 7	1.0.4	
906	第9号線	東区長嶺東5丁目800番5	地先	4. 0~4. 7	19.4	
29-	塚原	南区城南町塚原426番	地先	7 0 11 0	400 0	
30397	第7号線	南区城南町塚原316番	地先	7. 0~11. 0	420.0	

告 示 第 8 0 8 号 平成27年12月18日

市道の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。 熊本市長 大 西 一 史

<b>彭</b> 尔田-亚-口	四夕 《白 夕	起点		重要な
整理番号	路線名	終点		経過地
9 —	清水新地1丁目	北区清水新地1丁目703番15	地先	
1073	第2号線	北区清水新地1丁目703番20	地先	
12-	京塚本町	東区京塚本町1791番34	地先	
1141	第38号線	東区京塚本町1782番43	地先	
14-	重富	東区画図町大字重富947番4	地先	
396	第55号線	東区画図町大字重富947番15	地先	
15-	御幸木部 3丁目	南区御幸木部3丁目1099番1	地先	
733	第5号線	南区御幸木部3丁目1097番6	地先	
16-	元三町1丁目	南区元三町1丁目59番1	地先	
589	第1号線	南区元三町1丁目59番9	地先	
19-	上高橋1丁目	西区上高橋1丁目209番1	地先	
161	第1号線	西区上高橋1丁目209番8	地先	
23-	長嶺東4丁目	東区長嶺東4丁目1424番7	地先	
904	第5号線	東区長嶺東4丁目1424番4	地先	
23-	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3556番1	地先	
9 0 5	第12号線	東区戸島西4丁目3550番4	地先	
23-	長嶺東5丁目	東区長嶺東5丁目802番2	地先	
906	第9号線	東区長嶺東5丁目800番5	地先	

供用開始の期日

平成27年12月18日

告示第810号 平成27年12月21日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条及び第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動及び保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則(昭和61年規則第7号)第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項別表のとおり(登載省略)
- 2 売却又は廃棄の年月日平成27年12月21日
- 3 売却又は廃棄の台数 自転車 133台

告 示 第 8 1 1 号 平成27年12月22日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日	
田嶋外科内科医院			
熊本市西区田崎二丁目2番48号	訪問看護・介護予防訪問看護	平成27年	
医療法人 田嶋会 理事長 田嶋 哲		12月10日	
そうごう薬局 北帯山店			
熊本市中央区帯山4-18-20	居宅療養管理指導・介護予防居	平成27年	
総合メディカル株式会社 代表取締役 田代 五男	宅療養管理指導	12月14日	
訪問看護ステーション湧水の郷			
熊本市東区江津三丁目7番29号	訪問看護·介護予防訪問看護	平成27年	
株式会社 こころ 代表取締役 萩野 公一		11月18日	
訪問介護スリーキャット・メンバーズ		T \ 0 = 4	
熊本市中央区京町一丁目1-12	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年	
株式会社 フォーサイト 代表取締役 竹田 多嘉子		12月1日	
ヘルパーステーションゆめ咲		F 50 = 4	
熊本市中央区大江三丁目1-43-303 大江浜坂ビル	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年	
合同会社 アイ・エス・ケア 代表社員 山下 法子		12月1日	
デイサービス倶楽部 ひとやすみ			
熊本市北区植木町田底333	通所介護・介護予防通所介護	平成27年 12月11日	
株式会社 Y・I・Kプランニング24	地別 1 後 7 1 後 1 1 2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
代表取締役 泉 裕司			
Let's リハ! in the mall サンピアン店			
熊本市東区上南部二丁目2-2	通所介護・介護予防通所介護	平成27年 12月1日	
ゆめタウン サンピアン3階	题 // / · / · /		
株式会社 桜十字 代表取締役 梶 正登			
デイサービスセンター ゆほびか		平成27年	
熊本市中央区国府一丁目3-10	通所介護・介護予防通所介護	12月10日	
株式会社 創生 代表取締役 岩本 浩治		12/110	
ヘルパーステーション ゆほびか		平成27年	
熊本市中央区国府一丁目3-10	訪問介護・介護予防訪問介護	12月10日	
株式会社 創生 代表取締役 岩本 浩治		/	
うみかぜケアステーション		平成27年	
熊本市南区銭塘町1342	居宅介護支援	11月2日	
合同会社 健康の友社 代表社員 白石 純			
居宅介護支援事業所 ふりーだむ		平成27年	
熊本市西区田崎一丁目5-146	居宅介護支援	10月20日	
株式会社 FREEDOM 代表取締役 北内 浩隆			
ケアプランセンター如庵		平成27年	
熊本市西区田崎三丁目2-42 コーポ田崎107号	居宅介護支援	12月1日	
医療法人 インジェックス 理事長 城本 和明			
JR九州ドラッグイレブン薬局薬園店			
熊本市中央区製園町4番5号	居宅療養管理指導·介護予防居	平成26年	
JR九州ドラッグイレブン株式会社	宅療養管理指導	9月16日	
代表取締役 松下 琢磨			

アイン薬局 富合店		
熊本市南区富合町古閑959-1	居宅療養管理指導·介護予防居	平成27年
株式会社アインファーマーシー	宅療養管理指導	11月1日
代表取締役社長 大石 美也		
アイン薬局 熊本中央店		
熊本市南区田井島一丁目11番22号	居宅療養管理指導·介護予防居	平成27年
株式会社アインファーマーシー	宅療養管理指導	11月1日
代表取締役社長 大石 美也		

告示第812号 平成27年12月22日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から 変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
ケアプランセンター蓮		
熊本市中央区帯山七丁目7番36号	平成27年6月1日	所在地変更
営利法人 東央株式会社 代表 黒田 亮		

告示第813号

平成27年12月22日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から 廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日	備考
アースサポート熊本		
熊本市中央区白山二丁目1番1号	平成27年12月31日	居宅介護支援事業のみ廃止
アースサポート株式会社	十成27年12月31日	※他事業は継続
代表取締役 森山 典明		

告示第814号

平成27年12月22日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出 物件について、次のとおり告示する。

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
12月1日	立看板等	3	東町・榎町	12月2日	
12月3日	はり札等	7	田井島・良町・御幸木部	12月4日	
12月4日	はり札等	1 0	清水新地	12月5日	
12月8日	はり札等	3	下南部	12月9日	
12月11日	はり札等	1	城山半田1	12月12日	
12月14日	はり札等	4	南熊本・大江・水前寺	12月15日	
12月15日	はり札等	7	下南部・楠・楡木・龍田・画図町	12月16日	
12月18日	立看板等	7	榎町・尾ノ上・清水新地	12月19日	

保管場所 熊本市花畑川館 (熊本市中央区花畑町3-1)

告示第816号 平成27年12月24日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並	+5	サービスの
業所番号	事業所の名称及の所任地	びに代表者の氏名	指定年月日	種類
	有限会社ベストライフ福祉用具サ	有限会社ベストライフ		福祉用具貸
43701	ービス	山口県下関市豊浦町大字吉永字越藤	平成28年	与
11744	熊本市西区春日七丁目16番12	165番1	1月1日	介護予防福
	号	代表取締役 山内 純一		祉用具貸与
43701	有限会社ベストライフ福祉用具サ ービス 熊本市西区春日七丁目16番12 号	有限会社ベストライフ 山口県下関市豊浦町大字吉永字越藤 165番1 代表取締役 山内 純一	平成28年 1月1日	特定福祉用 具販売 特定介護予 防福祉用具
				販売

告示第817号

平成27年12月24日

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
43701	居宅介護支援事業所 むろはら 熊本市中央区国府一丁目11番9 号 室原内科・小児科内	医療法人室原会 熊本市中央区国府一丁目11番9号 理事長 室原 良治	平成28年 1月1日	居宅介護支援

告示第818号

平成27年12月24日

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条の2の規定により告示する。

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
437011	ユーアイ尾ノ上居宅介護支援事 業所 熊本市東区尾ノ上二丁目21番 25号	ユウベル株式会社 熊本市東区尾ノ上二丁目21番10号 代表取締役 上田 利道	平成28年 1月1日	居宅介護支援

告 示 第 8 1 9 号 平成27年12月24日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(平成19年条例第18号)第14条の規定により、次の放置自転車を市が移動し保管したので告示する。

この自転車の所有者等は、至急市に連絡の上、引取り手続きをすること。

引取り手続きがない場合は、条例の規定に基づき処分等を行い、これに要した費用を請求する。

熊本市長 大西一史

1	放置場所	熊本市中央区神水本町18-2地先 水前寺江津湖公園 (神水駐車場)		
		メーカー車名	塗色	防犯登録番号
2	放置自転車の形状等	PANTONE UNIVERSE	水色	L12746
		15-4722		熊本県警察
3	移動・保管日時	平成27年12月24日10時項		
4	保管場所	熊本市東区佐土原三丁目1番65号(熊本市東部土木センター)		
5	保管期間	平成27年12月24日から平成28年1月7日まで		
6	返還事務時間	9時から17時まで(平成27年12月29日から平成28年1月3日を除く)		
7	返還に係る必要書類	住所及び氏名を証する書類、返還通知書等当該自転車の利用者等であることを証する書類		
8	連絡先	熊本市都市建設局東部	上木センター総	務課 占用班
0		熊本市東区東町三丁目4-1 電話	番号 096-3	367-7360 (直通)

告 示 第 8 2 4 号 平成 2 7年 1 2月 2 8 日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
43701	株式会社愛仁福祉会 ヘルパーステ ーション きらく 熊本市中央区渡鹿一丁目13-5 サンリッチ11-101	株式会社 愛仁福祉会 熊本市中央区琴平本町12-36 代表取締役 宮崎 鉄也	平成28年 1月1日	訪問介護

株式会社愛仁福祉会 ヘルパーステ 43701 ーション きらく 11751 熊本市中央区渡鹿一丁目13-5 サンリッチ11-101	株式会社 愛仁福祉会 熊本市中央区琴平本町12-36	平成28年 1月1日	介護予防訪問介護
--	----------------------------	---------------	----------

告 示 第 8 2 5 号 平成27年12月28日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

- 1 督促状送達の効力の発生日
  - この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
  - (1) 市県民税(普通徴収)
    - 240件
  - (2) 固定資産税
    - 1件
  - (3) 市県民税(特別徴収)
    - 11件
  - (4) 法人市民税

1件

告示第826号

平成27年12月28日

市道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規 定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理		道路	の 区	域	
番号	路線名	区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
5058	昭和町 山ノ神1丁目	東区東町2丁目2番12地先から 東区山ノ神1丁目3321番4地先まで	旧	9. 2~11. 6	520.0
3038	第1号線	東区東町2丁目2番12地先から 東区山ノ神1丁目3321番4地先まで	新	10.8~12.6	520.0

告 示 第 8 2 7 号 平成27年12月28日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき 告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。 熊本市長 大西 一 史

整理番号	路線名	道 路 の 区 域 区 間	供用開始の期日
5058	昭和町 山ノ神1丁目 第1号線	東区東町2丁目2番12地先から 東区山ノ神1丁目3321番4地先まで	平成27年12月28日

告 示 第 8 2 8 号 平成 2 7年 1 2月 2 8 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西一史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間		
1	水前寺公園薬局	熊本市中央区水前寺公園5-38	平成28年1月1日	$\sim$	平成33年12月31日
2	朝日ごふく薬局	熊本市中央区呉服町1-46	平成28年1月1日	~	平成33年12月31日

# 公 告

公告第835号 平成27年12月21日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区保田窪四丁目728番2、728番6、728番8、728番9、728番10、7 28番11
  - 2, 450. 58平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市中央区平成三丁目16番27号 株式会社 九建ホーム 代表取締役 福嶋 正夫

公告第836号 平成27年12月21日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市西区城山半田三丁目1233番2 254.36平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 登載省略

公 告 第 8 3 7 号 平成 2 7年 1 2月 2 1 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区野口三丁目963番1 339.79平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 登載省略

公告第838号

平成27年12月21日

熊本市職員(医師)採用選考試験の実施について、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 熊本市職員 (医師) 採用選考試験案内 別添のとおり (登載省略)
- 2 担当部局 熊本市総務局人事課

公告第839号 平成27年12月22日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成28年4月22日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大西一史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 エディオンサンリブシティくまなん店 熊本市中央区平成三丁目216番地 外
- 2 変更しようとする事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ① 駐車場の位置及び収容台数

#### (変更前)

駐車場No.	収容台数	位 置
駐車場No.1	244台	建物敷地内
駐車場No.2	7 9台	建物敷地内
駐車場No.3	81台	建物敷地内
駐車場No.4	81台	建物敷地内
駐車場No.5	88台	建物敷地内
合 計	573台	

#### (変更後)

駐車場No.	収容台数	位 置
駐車場No.1	251台	建物敷地内

駐車場No. 2	8 4台	建物敷地内
駐車場No.3	81台	建物敷地内
駐車場No.4	81台	建物敷地内
合 計	497台	

3 変更する年月日

平成28年8月16日

4 変更する理由

利用の無い来客用駐車場を従業員駐車場として利用するため

5 届出年月日

平成27年12月15日

- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成27年12月22日から平成28年4月22日まで

公告第840号 平成27年12月22日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及 び同法第99条の規定により公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 公売財産の種類 動産
- 2 公売物件の品名、見積価額及び公売保証金

売却区分番号	品名	見積価額	公売保証金
1	ボッテガヴェネタ ダッフルボストンバック	140,000円	0円
2	チュードル レンジャー 自動巻 腕時計	38,400円	0円

全て代金納付時の現況有姿による

- 3 公売方法 せり売り
- 4 公売参加申込期間

平成28年2月16日(火) 13時から平成28年2月26日(金) 23時まで

- 5 せり売り期間 平成28年3月4日(金) 13時から平成28年3月6日(日) 23時まで
- 6 公売場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
- 7 売却決定日時及び場所
- (1) 日時 平成28年3月7日(月)10時
- (2) 場所 熊本市役所 納税課
- 8 買受代金の納付期限 平成28年3月14日(月)14時30分 (ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)第19条の7第1項ただし書その外の法律の規 定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
- 9 買受人についての資格その外の要件 国税徴収法第92条及び同法第108条第1項該当者は買受人となることができない。
- 10 その他の公売要件
  - (1) この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条の規定に該当する者又は同法第108条第 1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びせり売りに参加することはできない。

- (2) 公売財産のせり売りにかかる買受の申し込みをしようとする者(以下、「入札者等」という。) は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要である。また、公売保証金を必要とする公売財産については、入札前に公売保証金を納付すること。
- (3) 公売保証金が30万円以下の納付は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者) 名義のクレジットカード(アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く)で納付できるが、当該売却区分の公売保証金以上の利用可能な売上与信枠があることが必要である。
- (4) 公売保証金の納付は指定する口座への振込、現金書留による送付(公売保証金が50万円以下の場合に限る)、郵便為替(発行の日から起算し、175日を経過していないもの)の送付、又は現金(熊本手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して8日を経過していないもの)に限る。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (5) せり売りにかかる買受の申込は、せり売りの期間中であれば何度でもできる。一度行ったせり売りにかかる買受の申込は、変更又は取り消しはできない。
- (6) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。なお、最高価申込者決定時においてはYAHOO! JAPAN IDを最高価申込者氏名とみなす。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。
- (9) 熊本市は公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
- (10) 公売財産が滞納者等に保管されているときは、熊本市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ること。この場合、上記売却決定通知書の交付により、熊本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになる。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがある。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要である。
- (11) 買受人が自ら行う財産(電話加入権など)の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続をすること。
- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
- (13) 公売公告の内容は、熊本市役所2階財政局納税課(9番窓口)で閲覧することができる。
- (14) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがある。
- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (16) 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。
- (17) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権 等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本 市役所納税課まで申し出ること。

公 告 第 8 4 3 号 平成27年12月24日

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第59条第1項の規定に基づき仮認定したので、 同法第62条及び同法第49条第2項の規定により次のとおり公示する。

熊本市長 大西一史

#### 1 公告事項

- (1) 仮認定する特定非営利活動法人の名称 NPO法人 消費者支援ネットくまもと
- (2) 代表者の氏名青山 定聖
- (3) 主たる事務所の所在地 熊本市中央区桜町2番17号 第二甲斐田ビル7階
- (4) その他の事務所の所在地なし
- (5) 仮認定の有効期間平成27年12月24日から平成30年12月23日まで

公 告 第 8 4 5 号 平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第12条第1項の規定により平成27年12月2日付け熊本市公告第800号で公告した農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第13条第4項の規定において準用する同法第11条第2項の規定により、熊本市の住民は、 当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第13条第4項の規定において準用する同法第12条第1項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異義があるときは、平成28年1月25日の翌日から起算して、15日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 大西一史

- 1 農業振興地域整備計画(案)縦覧期間平成27年12月26日から平成28年1月25日まで
- 2 農業振興地域整備計画(案)縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区役所総務企画課

熊本市東区役所農業振興課

熊本市西区役所農業振興課

熊本市南区役所農業振興課

熊本市北区役所農業振興課

- 3 意見の提出について
- (1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
- (2) 意見書の提出方法 文書により提出すること
- (3) 意見書の提出期限 平成28年1月25日

- 4 異議申出について
- (1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
- (2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 8 4 6 号 平成 2 7年 1 2 月 2 5 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区小山三丁目566番1、567番1、567番3、567番4 1,420.12平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 登載省略

公告第847号 平成27年12月25日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市東区小山町1649番1、1649番3 2,119.41平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺南八丁目8番55号

株式会社 アネシス

代表取締役 加藤 龍也

熊本市東区長嶺南八丁目11番40号

三智開発株式会社

代表取締役 原 美保

公告第848号

平成27年12月25日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、一団地認定を取消したので、同法第86の5条第4項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

1 申請人

住所 熊本市東区東町四丁目 5 – 7 氏名 九州農政局土地改良技術事務所長 本間新哉

2 認定の取消し区域地名地番 熊本市東区新南部六丁目93-1、93-2

敷地面積 2580.65m²

- 3 一団地認定年月日昭和49年9月20日
- 4 一団地認定取消年月日番号

平成27年12月22日 指令(建指)第1号

公告第854号 平成27年12月28日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が 完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 熊本市南区城南町千町字蓍町2022番2及び市道の一部
  - 1,497.27平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市北区鶴羽田一丁目15番6号 ランドハウジング 株式会社 代表取締役 有高 明美

### 中 央 区

中央区告示第22号平成27年12月25日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年12月17日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

中央区告示第23号

平成27年12月25日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年12月18日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

### 東区

東区告示第12号 平成27年12月28日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年12月18日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 中原裕治

以下、登載省略

# 上下水道局

上下水道局告示第80号 平成27年12月17日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程(平成21年上下水道局規程第36号)第

13条第2項第4号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
相足留力	的性地·個方·10x有和	異動事由
	菊池市泗水町吉富103番地66	平成27年11月20日
第492号	正佑工業	営業所の移転
	代表者 岡﨑 正樹	呂来がりが奔び

上下水道局公告第54号

平成27年12月17日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による熊本県知事の告示があったので、同法第66条及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第52条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道
- 2 施行者の名称

熊本市

- 3 事務所の所在地 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分 平成26年4月8日熊本県告示第385号の事業地に西区上代十丁目を加える。
- (2) 使用の部分 変更なし

上下水道局公告第55号

平成27年12月17日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、熊本県知事から関係図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第2項及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第49条の規定により、次のとおりこれを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 縦覧に供するもの

熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道の事業計画の変更認可に係る次の関係図書の写し

- (1) 事業地を表示する図面
- (2) 設計の概要を表示する図書
- 2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号 熊本市上下水道局計画調整課

3 縦覧期間の末日平成31年3月31日

### 教育委員会

教 委 規 則 第 1 0 号 平成 2 7年 1 2月 2 5日

熊本市就学援助規則を公布する。

熊本市教育委員会 教育長 岡昭二

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、もって教育の機会均等に寄与し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 熊本市立小中学校 熊本市の設置する小学校又は中学校をいう。
  - (2) 国立小中学校 国 (同法第2条第1項に規定する国をいう。) の設置する小学校又は中学校であって、本市の区域内に所在するものをいう。
  - (3) 熊本県立中学校等 熊本県の設置する中学校又は中等教育学校の前期課程をいう。
  - (4) 児童生徒 同法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に在学する者をいう。

(対象者)

- 第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、児童生徒の保護者であって本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。
  - (1) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第2項に規定する要保護者 (以下「要保護者」 という。)
  - (2) 前号に規定する要保護者に準じる程度に経済的に困窮しており、前年度又は当該年度において 次のいずれかに該当する者
    - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者
    - イ 地方税法(昭和25年法律第266号)第295条第1項に基づく市町村民税が課されない者、同法第323条に基づく市町村民税の減免、同法第72条の62に基づく個人の事業税の減免又は同法第367条に基づく固定資産税の減免の決定を受けた者
    - ウ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条に基づく国民 年金保険料の全額免除、 同法第90条の2第1項に基づく国民年金保険料の4分の3免除又は同法第90条の2第2項 に基づく国民年金保険料の半額免除の決定を受けた者
    - エ 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第77条に基づく 保険料の減免又は徴収の 猶予の決定を受けた者
    - オ 児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) 第4条に基づく児童扶養手当の支給の決定を 受けた者
    - カ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に基づく生活福祉 資金の貸付を受けた者
  - (3) 前2号に定めるもののほか、就学援助が必要であると委員会が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、本市に住所を有しない保護者であって、その児童生徒が熊本市立小中学校又は国立小中学校に在学しており、かつ、当該保護者が前項各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、その住所の所在する市町村の教育委員会との協議の上、就学援助を行うことができる。 (就学援助の種類)
- 第4条 就学援助の種類は、教育長が別に定める。

(支給の調整)

第5条 保護者のうち、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、当該

教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助申請書 (以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、児童生徒の在籍する学校の校長(以下「校長」 という。)を経由して、委員会に提出しなければならない。ただし、被保護者(生活保護法第6条 第1項に規定する被保護者をいう。)については、この限りでない。

(審查)

第7条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、校長 を経由して、申請者に通知するものとする。

(対象期間)

第8条 就学援助の対象となる期間は、委員会がその支給を認定した日から当該年度の末日までとする。

(支給額の基準及び支給方法)

- 第9条 就学援助は、予算の範囲内において、就学援助の認定を受けた者(以下「認定者」という。) に対して支給する。
- 2 就学援助の支給額の基準は、教育長が別に定めるものとする。
- 3 就学援助は、認定者に対し、金銭又は現物を支給する方法により行う。この場合において、認定者は、教育長が別に定める方法により、就学援助に係る請求その他の手続を校長等に委任するものとする。
- 4 前項の金銭による支給は、口座振替の方法により行う。ただし、教育長が必要と認めた場合は、 その他の方法により支給することができる。

(変更の届出等)

第10条 認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請の内容に変更が生じたときは、校 長を経由して、委員会に届け出なければならない。

(就学援助の廃止)

- 第11条 就学援助は、次の各号のいずれかに該当するときは、廃止する。
  - (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
  - (2) 児童生徒の保護者が就学援助を必要としなくなり、辞退の届出をしたとき。
  - (3) 児童生徒の保護者が虚偽の申請その他不正な行為により就学援助の支給を受けたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、就学援助の必要がなくなったと委員会が認めるとき。

(就学援助の返還)

第12条 委員会は、前条第3号に該当するときその他委員会が返還を要すると認めるときは、認定者に対し、就学援助の返還を求めることができる。

(様式)

第13条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教 委 規 則 第 1 1 号 平成 2 7年 1 2 月 2 5 日

熊本市特別支援教育就学奨励費支給規則を公布する。

熊本市教育委員会 教育長 岡昭二

(目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨

に基づき、小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、 特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)の支給について必要な事項を定めることにより、もって教育の機会均等に寄与し、本市の特別支援教育の振興に資することを目的とする。 (定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 小中学校 熊本市の設置する小学校又は中学校をいう。
  - (2) 特別支援学級 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第81条第2項に規定する特別支援学 級をいう。
  - (3) 通級指導教室 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第140条に規定する特別な教育課程による指導を行うための教室をいう。
  - (4) 児童生徒 同法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
  - (5) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条 第1項に規定する世帯の収入額をいう。
  - (6) 需要額 同令第2条第1項に規定する世帯の需要額をいう。

(支給対象者)

- 第3条 奨励費の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者とする。
  - (1) 小中学校に就学する児童生徒であって、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第2 2条の3に規定する障害の程度に該当するもの。
  - (2) 小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒
  - (3) 小中学校の通級指導教室に通学する児童生徒

(支給費目及び支給金額の基準等)

- 第4条 奨励費は、予算の範囲内において、支給対象者に対して支給する。
- 2 奨励費を支給する費目及び支給する金額の基準は、教育長が別に定める。

(他の法令等による支給との調整)

第5条 支給対象者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定により教育扶助を受けている者又は熊本市就学援助規則(平成27年教委規則第10号)の規定により就学援助を受けている者(以下「就学援助等受給者」という。)に対しては、当該教育扶助又は就学援助を受けている部分に相当する奨励費の支給は、行わない。

(対象期間)

第6条 奨励費の対象となる期間は、申請があった日の属する年度の初日(年度の中途に転学等の理由により第3条の支給対象者となった場合は、その事実が発生した日)から当該年度の末日までとする。

(申請)

- 第7条 奨励費を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特別支援教育就学奨励費申請書 兼収入額・需要額調書(以下「申請書」という。)に教育長が別に定める必要な書類を添えて、教 育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請書の提出は、児童生徒の在籍する学校の校長(第3条第3号に規定する通 級指導教室に進学する児童生徒にあっては通級指導教室が設置されている小中学校の校長。以下「校 長」という。)を経由して行うものとする。

(審査)

- 第8条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、校長 を経由して、申請者に通知するものとする。
- 2 前項の審査の方法は、教育長が別に定める。 (認定)
- 第9条 委員会は、申請者が前条の審査により支給対象者に該当した場合は、教育長が別に定める支

弁区分のいずれかに認定する。

平成 28 年 1 月 15 日

- 2 委員会は、前項の支弁区分の認定について、校長を経由して、支給対象者に通知するものとする。
- 3 前項の通知は、前条第1項の通知とあわせて行うことができる。 (支給方法)
- 第10条 奨励費は、奨励費の支給の認定を受けた者(以下「認定者」という。)に金銭を支給する 方法により行う。この場合において、認定者は、教育長が別に定める方法により、奨励費に係る請求その他の手続を校長に委任することができる。

(辞退の届出)

- 第11条 認定者は、奨励費を辞退しようとするときは、教育長が別に定める届出書により、校長を 経由して、委員会に届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、第7条の申請者が第9条第2項に規定する認定の通知がなされるまでの間に、申請を取り下げようとする場合に準用する。

(奨励費の廃止)

- 第12条 奨励費は、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、廃止する。
  - (1) 第3条各号に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
  - (2) 認定者から奨励費を辞退しようとする旨の届出があったとき。
  - (3) 認定者が虚偽の申請その他不正な行為により奨励費の支給を受けたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、奨励費の必要がなくなったと委員会が認めたとき。

(奨励費の返還)

第13条 委員会は、前条第3号に該当するときその他委員会が返還を要すると認めるときは、認定者に対し、奨励費の返還を求めることができる。

(様式)

第14条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(雑目11)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教 委 規 則 第 1 2 号 平成 2 7年 1 2 月 2 5 日

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会 教育長 岡昭二

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則(昭和59年教委規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「4月6日まで」を「4月7日まで」に改め、同項第4号中「7月21日から」を「7月22日から」に改め、同条第3項中「第1項第6号及び第7号」を「第1項第7号」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 人事委員会

人 委 規 則 第 2 7 号 平成 2 7年 1 2月 1 8 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森山 義文

管理職員等の範囲を定める規則(平成6年人委規則第7号)の一部を次のように改正する。 別表中

Γ

#### 教育長

(教育政策課) 主幹及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、 主任主事及び主事

(教職員課)主幹、主任指導主事及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、指導主事、主任主事及び主事

を

Γ

(教育政策課) 主幹及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、 主任主事及び主事

(教職員課)主幹、主任指導主事及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、指導主事、主任主事及び主事

に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成27年12月15日から適用する。